

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
1	実施方針（案）	○	-	1	1,(5)	御選考にあたり、落札者選定基準につきましては、可能な限り早期の公表をいただきますようお願いいたします。	入札公告時に示します。
2	実施方針（案）	○	-	4	2,(1)	本件の対象となる施設として「外構」とありますが、外構の範囲等については要求水準書（案）にても曖昧であるため、定義をお示しください。	事業対象施設を要求水準書に示す「本施設の構成」に修正します。
3	実施方針（案）	○	-	5	2,(2)	維持管理業務の対象業務①～⑧において、「修繕業務」の記載がございませんが、要求水準書案50頁工に修繕・更新の記載がございます。業務として記載しなかった理由があればご教示ください。	修繕は建築物保守管理業務に含まれます。
4	実施方針（案）	○	-	6	3,(2),①	付帯事業において、飲食物等提供業務は必須とありますが、(2)①対象に記載のある①～③のいずれかを実施すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針（案）	○	-	6	1,3,(2)	付帯事業において飲食物提供業務の実施形態で3つの想定をしているが、最低限の必須条件としていずれかの実施でよろしいかご教示ください。	質問No.4の回答をご参照ください。
6	実施方針（案）	○	-	6	1,3,(2)	付帯事業において飲食物当提供業務を必須とされていますが、立地的に独立採算での実施は厳しいことが予想されます。必須条件から外していただきたく存じます。	原案のとおりとします。
7	実施方針（案）	○	-	6	第1,3,(2),①	③本施設内における小規模な店舗の仮設置と記載がありますが、常設ではなく事業者が提案する日数での営業でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針（案）	○	-	6	3,(2),①	飲食物等提供業務の実施形態は、①～③の中から複数を組み合わせて実施することでも可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針（案）	○	-	6	3,(2),①	「飲食物等提供業務は必須とする。実施形態は以下の通り想定するが、・・・」として、①～③の設置形態が記載されておりますが、本事業の要求水準においてはこれら①～③の内のいずれかを選択の上、設置することでよいと考えてよろしいでしょうか。	質問No.4の回答をご参照ください。
10	実施方針（案）	○	-	6	3,(2),①	「飲食物等提供業務は必須とする。」とありますが、設置形態は事業期間中に設置形態の変更、また、追加することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針（案）	○	-	6	3(2)①	「その他付帯事業業務は、（中略）業務をいう。実施は任意とする。」とありますが、評価の際の加点についての考え方を早期にお示しいただくことはできますでしょうか。	入札公告時に示します。
12	実施方針（案）	○	-	6	3(2)②	事業方式①の場合一定の公共的な役割を担うと考えられるため、使用料の減免は考えられますでしょうか。	現時点における利用料の減免は想定していませんが、今後協議の上定めま
13	実施方針（案）	○	-	7	3,(1),②	事業方式①に係る使用料単価について、募集要項等においてご教示ください。	入札公告時に示します。
14	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	事業方式②に係る使用料単価について、募集要項等においてご教示ください。	入札公告時に示します。
15	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	事業方式③に係る使用料単価について、募集要項等においてご教示ください。	入札公告時に示します。
16	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	付帯事業に係る使用料の支払条件（年額もしくは月額/納付期日/使用料単価の見直し等）について、募集要項等においてご教示ください。	入札公告時に示します。
17	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	付帯事業に係る使用料を貴県へ支払う条件ですが、本事業用地の所有者は貴県との理解でよろしいでしょうか。	本事業用地の所有者は魚津市です。本県は魚津市から本事業用地を借り受ける予定です。
18	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	付帯事業について「借地契約」とありますが、ここでいう借地契約とは、通常の借地権の存続期間は30年であることを鑑みると、借地借家法の適用がない「一時使用の賃貸借」を指すのでしょうか。仮にそうであるとするのであれば、15年という期間は一時使用として認められるのでしょうか。	事業方式②は、本施設のうち外構の一部を一時的に活用し、店舗等を仮設置するものです。店舗等とはキッチンカーなどの移動可能で仮設的なものを想定しています。したがって、借地借家法の適用が無い借地契約となります。契約期間は短期間であり、15年間など長期間の契約は想定していません。
19	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	付帯事業における申請又は契約等の主体は、SPC、代表企業又は構成企業とすること、とございますが、協力企業及びSPCから直接業務を受託しない企業も契約等の主体となることを認めていただけませんかでしょうか。	本規定は、付帯事業を実施する者とSPCに資本関係を求めるためのものです。したがって、SPCに出資し、かつSPCから直接業務を受託しない企業による付帯事業の実施を認める予定です。具体的には入札公告時に示します。
20	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	事業方式①～③における使用料・借地料の金額の目安又は想定等をご教示ください。	入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
21	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	定期借地権設定契約に係る設定の対価（敷金、保証金、権利金等）はどのように算定されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
22	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	事業方式③により、事業用定期借地権を設定して付帯事業を行う際、事業者が整備する施設の規模や借地面積等については、法規上の制限以外に制約は設定されないと考えてよろしいでしょうか。	提案によります。
23	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	事業方式③により、事業用定期借地権を設定する際の契約期間について、制限はございますでしょうか。	現時点では制限しない予定です。入札公告時に示します。
24	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	富山県行政財産の使用料、借地料の具体的な金額についてご教示ください。	入札公告時に示します。
25	実施方針（案）	○	-	7	3,(2),②	事業方式①で飲食提供を行う場合、内装設備は本施設を活用することからサービス対価で賄うことができると解釈でき、当該スペースの維持管理もサービス対価でまかなうことができると解釈できますが、解釈として正しいのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、什器やシンクなどの整備及び維持管理に係る費用負担については協議の上定めます。
26	実施方針（案）	○	-	7	4,(1)	開業準備期間は施設整備期間に含まれていると見受けられますが、工事目的物の引渡前にスタッフのトレーニング、開館式典やオープニングイベントの実施等、実際に使用することとなり、また、その間の維持管理や火災保険はどうするのか等の対応を考えますと、施設整備期間終了後（引渡後）に開業準備業務としていただけませんかでしょうか。	開業準備業務の開始期間は要求水準書（案）に示すとおりとします。
27	実施方針（案）	○	-	7	4,(1)	開業準備業務のうち、本施設を利用する業務については、本施設の引渡し後の令和9年8月1日以後の実施として再度ご検討いただけませんかでしょうか。	入札公告時に示します。
28	実施方針（案）	○	-	7	4,(1)	事業期間について、「本施設の施設整備期間」は、令和9年7月31日までとする。とございますが、建設工事を期日までに完了しさえすれば、設計業務期間や着工日等の設定は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか?仮に、貴県が見込まれている設計期間、工事期間等がございましたらご教示ください。	設計業務期間や着工日の設定は提案によります。
29	実施方針（案）	○	-	7	4,(1)	施設整備期間（施設引渡）の完了日時に竣工引渡書類が必要でしょうか。	「要求水準書第5.2.(1).オ(c)」に記載のとおり、施設の引渡し時に提出ください。
30	実施方針（案）	○	-	7	4(1)	施設整備期間については、週休二日（4週8休）を前提にした期間を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針（案）	○	-	7	4,(1)	施設整備期間が「契約締結日～令和9年7月31日」と記載されていますが、設計期間・工事期間をそれぞれ何か月と想定しているかご教示ください。	提案によります。
32	実施方針（案）	○	-	7	4,(2),①	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する」とありますが、判断基準をご教示ください。	実施方針（案）に記載のとおりです。具体的には協議の上定めます。
33	実施方針（案）	○	-	8	4,(2),①	事業期間終了時の貴県への施設引継ぎについて、経年劣化は許容するが、損傷が無い状態とは具体的にどのような状態をさすのでしょうか。	質問No.32の回答をご参照ください。
34	実施方針（案）	○	-	8	4(2)①	「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。」とありますが、判断は協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針（案）	○	-	8	4(2)②	「県への業務の引継は、事業期間内に行うものとする。なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行う」、とありますが、引継ぎの期間についてはいかがお考えでしょうか。	協議の上定めます。
36	実施方針（案）	○	-	8	5	事業者を指定管理者として指定する予定であるとありますが、事業者はSPCを指しますか？	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
37	実施方針（案）	○	-	8	5	事業者を指定管理者として指定する予定であるとありますが、事業者はSPCを指すとした場合、SPCは開館準備業務、運営業務、維持管理業務をそれぞれ業務をパススルーする形で委託します。指定管理者が業務の大半を委託することは、富山県が公表している指定管理者制度について[指定管理者制度の概要]資料に記載の、 ◇個別業務の委託 ・指定管理者が清掃等の個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えない。 を拡大解釈するという理解でよいでしょうか。	指定管理者に指定されたSPCが各業務をパススルーする形で委託することを認めます。具体的には入札公告時に示します。
38	実施方針（案）	○	-	8	5	事業者を指定管理者として指定する予定であるとありますが、指定管理者の指定時期は、いつを予定されていますか。	指定の時期は令和6年12月、指定の期間は維持管理業務および運営業務の業務期間と一致させる予定です。
39	実施方針（案）	○	-	8	5	事業者を指定管理者として指定する指定時期が、供用開始日である場合、設計建設中の開館準備業務は、指定管理予定者として業務を行うことになりますか？	指定の時期は質問No.38に記載のとおりです。後段はご理解のとおりです。
40	実施方針（案）	○	-	8	6,①	施設整備業務に係る対価については、一時支払金により貴県から事業者へ支払われることとされておりますが、施設整備業務の内、設計業務に係る対価については、設計業務完了時等にお支払いいただけると考えてよろしいでしょうか。	設計業務完了時または年度ごとに支払う予定です。具体的には入札公告時に示します。
41	実施方針（案）	○	-	8	6,①	施設整備業務に係る対価については、一時支払金により貴県から事業者へ支払われることとされておりますが、前払金や出来高払いをご検討いただけませんかでしょうか。	入札公告時に示します。
42	実施方針（案）	○	-	8	6,①	施設整備業務に係る対価については、一時支払金により貴県から事業者へ支払われることとされておりますが、全額一時支払金であり、割賦払いは無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	実施方針（案）	○	-	8	6,①	施設整備業務に係る対価については、一時支払金により貴県から事業者へ支払われることとされておりますが、施設整備費の支払時期はいつになるのでしょうか。その開業準備期間が施設整備期間に含まれると、民間事業者の立替期間が長くなり、建設企業の負担が大きいため、施設整備期間と開業準備期間を分けていただき、施設整備業務に係る対価については引渡し時に支払うこととしていただけませんかでしょうか。	施設整備業務に係る対価は引き渡し時に支払う予定です。具体的には入札公告時に示します。
44	実施方針（案）	○	-	8	6	施設整備費や維持管理・運営費の支払い方法・時期はお決まりでしょうか。ご教授ください。	施設整備業務に係る対価は引き渡し時に支払う予定です。維持管理・運営費の支払い時期は検討中です。具体的には入札公告時に示します。
45	実施方針（案）	○	-	8	6,①	本事業における事業者の収入について、①施設整備業務に係るものについては、一時支払金により県が事業者へ支払うとありますが、施設整備業務に係る支払いは中間出来高払いもしくは施設整備業務の目的物を引渡し時において全額一括払いのどちらかとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
46	実施方針（案）	○	-	8	6,①	「施設整備業務に係る対価については、～一時支払金により県が事業者へ支払う」と記載されておりますが、割賦がなく全て一時支払金により支払われる理解で宜しいでしょうか。	質問No.42の回答をご参照ください。
47	実施方針（案）	○	-	8	6,①	本施設の施設整備業務に係る対価には、開業準備業務に係る対価が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	実施方針を修正します。
48	実施方針（案）	○	-	8	6	本事業における事業者の収入として、広告等による収入を得ることは可能でしょうか。	可能です。
49	実施方針（案）	○	-	8	6	本事業における事業者の収入として、クラウドファンディング他、寄付や協賛金などによる収入を得ることは可能でしょうか。	可能です。
50	実施方針（案）	○	-	8	6	本事業における事業者の収入として、イベント等で小規模な物販などを行い収入を得ることは可能でしょうか。	可能です。
51	実施方針（案）	○	-	8	6	開館準備に係る対価についての記載がありませんが、いかがでしょうか。	質問No.47の回答をご参照ください。
52	実施方針（案）	○	-	8	6	統括管理業務に係る対価についての記載がありませんが、いかがでしょうか。	実施方針を修正します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
53	実施方針（案）	○	-	8	6,①	施設整備業務に係る対価について、一時支払金により支払うとありますが、設計業務完了時や、建設途中での中間金など業務完了以前に支払われることは想定されていますか。	想定しています。具体的には入札公告時に示します。
54	実施方針（案）	○	-	8	6,①	事業者の収入で施設整備に係るものについては「一時支払金により 県 が事業者を支払う。」とありますが、SPCによる資金調達は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針（案）	○	-	8	6,①	事業者の収入で施設整備に係るものについては「一時支払金により 県 が事業者を支払う。」とありますが支払い時期はいつをお考えでしょうか、また、設計費用についても当該時期と一緒に支払われるということでしょうか。	質問No.45の回答をご参照ください。
56	実施方針（案）	○	-	8	6,①	募集要項において県からのサービス対価の上限価格は文書で示されますか。	入札公告時に示します。
57	実施方針（案）	○	-	8	6①~④	募集要項において施設整備業務、開館準備業務、維持管理・運営業務等の対価の上限又は割合は示されますか。	サービス対価の上限価格は示します。各業務の対価の上限または割合を示すかは未定です。
58	実施方針（案）	○	-	10	1,(3)	選考審査会委員の、「委員長」「委員」の種別についてご教示ください。	「会長」「委員」の別を記載しています。
59	実施方針（案）	○	-	10	第2-1(1)	客観評価の採点の配点詳細は実施方針にて示されますか	入札公告時に示します。
60	実施方針（案）	○	-	11	1(1)	募集および選定に係るスケジュールにて入札書及び審査書類の受付の翌月に落札者の決定とありますが、この間に事業者側からのプレゼンテーション実施ということで、短いように思われますが、変更の可能性はありますか。	現時点では変更の予定はありません。具体的には入札公告時に示します。
61	実施方針（案）	○	-	11	2,(1)	入札説明書の配布4月から参加表明（参加資格確認の受付5月）の期間が厳しいものとなっています。期間延長は可能でしょうか。	入札公告時に示します。
62	実施方針（案）	○	-	11	2,(1)	令和6年9月落札者の決定～令和6年11月仮契約の締結までについて、上旬・中旬・下旬等の時期のご教示をお願いします。落札者の決定から基本協定の締結までは少なくとも1ヶ月はかかると思われます。	入札公告時に示します。
63	実施方針（案）	○	-	11	2,(1)	令和5年（2023年）11月27日（月）が実施方針等の公表となっておりますが、これは実施方針（案）等の公表であり、質問及び意見を踏まえた実施方針は、富山県ホームページにある通り令和6年（2023年）1月に公表されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	実施方針（案）	○	-	11	2,2,(1)	令和6年（2024年）9月落札者の決定と基本協定締結が同月となっておりますが、確認協議期間として1か月程度は設けていただきたくご検討をお願いいたします。	入札公告時に示します。
65	実施方針（案）	○	-	11	2,2,(1)	令和6年(2024年)9月落札者の決定から令和6年（2024年）11月仮契約の締結となっておりますが、落札者決定からSPCを設立し、仮契約の締結までは2カ月間手続き期間として設けていただきたくご検討をお願いいたします。	入札公告時に示します。
66	実施方針（案）	○	-	11	2,(3), <i>ナ</i>	競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続きの執行を延期又は中止するとありますが、応札グループが1グループの場合は本件入札は不成立となるのでしょうか。	応札グループが1グループの場合に本件入札を不成立とする予定はありません。
67	実施方針（案）	○	-	12	第2,2,(3), <i>カ</i>	予定価格は、入札公告時に明らかになる、との理解でよろしいでしょうか。	質問No.56の回答をご参照ください。
68	実施方針（案）	○	-	12	第2,2,(3), <i>カ</i>	昨今の建設資材高騰により建設工事費は上昇しておりますので、これらの上昇も加味した予定価格の設定をお願い致します。	検討します。
69	実施方針（案）	○	-	12	2,(3), <i>ア</i>	「実施方針等は、（2）の質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある」とありますが、いつ頃公表予定でしょうか。	質問No.63の回答をご参照ください。
70	実施方針（案）	○	-	12	2(3) <i>オ</i>	個別対話の実施について、対話内容は評価にあたらなとと考えてよろしいでしょうか。また特段の提案は求めず、質問や確認事項に関しての双方のすり合わせを行う主旨と考えてよろしいでしょうか。個別対話が提案事業者の過剰な負担を強いる例が散見されます。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
71	実施方針（案）	○	-	13	2,(3),㏐	入札手続き執行中止の理由には入札参加者がいない場合とありますが、その理由に施設整備予算が不足している場合もあると思慮します。現在、建設業においても物価上昇は課題となっていますが、今後も人件費（労務費）の増加や2024年問題（運送業・建設業の残業規制（4週8休））におけるコスト影響が不透明です。今年度、公共工事においても、予算不調の入札は多発しています。本件においては、適切な予算措置をお願いいたします。	検討します。
72	実施方針（案）	○	-	13	2,(4),㏑	基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂けますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	入札公告時に示します。
73	実施方針（案）	○	-	13	2,(4),㏑	基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰責性を有するものが連帯して負担等）として頂きますようご検討をお願い致します。	入札公告時に示します。
74	実施方針（案）	○	-	13	2,(4),㏑	基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
75	実施方針（案）	○	-	13	2,(4),㏒	SPCの本店所在地は、本施設としてもよろしいでしょうか。	可能です。
76	実施方針（案）	○	-	13	2,(4),㏒	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	質問No.75の回答をご参照ください。
77	実施方針（案）	○	-	13	2,(4),㏒	SPCの設立場所は建設地でもよろしいでしょうか。	質問No.75の回答をご参照ください。
78	実施方針（案）	○	-	13	2(4)㏒	完成後は本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか	質問No.75の回答をご参照ください。
79	実施方針（案）	○	-	14	3,(1),㏓	参加表明書の提出以降の変更を認めない例外の止むを得ない事情につきまして、入札説明書配布から1ヶ月の短期での届出となりますので、特段の猶予のお取り計らいをお願いいたします。	検討します。
80	実施方針（案）	○	-	14	3,(1),㏓	参加表明書の提出以降、代表企業の変更は認められず、構成企業又は協力企業の変更は県が変更を認めた場合は可能と読めますが、設計建設期間と維持管理運営期間では代表的な業務が異なり、主担当企業が代表企業を務めることがよいと考えます。代表企業を変更できるスキームも他案件では見受けられますので、代表企業も県が変更を認めた場合は可能としていただけますでしょうか。	可能とする予定です。具体的には入札公告時に示します。
81	実施方針（案）	○	-	14	3(1)㏓	「参加表明書の提出以降、代表企業、構成企業及び協力企業の変更は認めない。」とありますが設計建設期間中と維持管理・運営期間中でそれぞれ代表企業をあらかじめ定めることは可能と考えてよろしいでしょうか。	質問No.80の回答をご参照ください。
82	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	①設計業務を行う者～⑥運営業務を行う者に該当しない業務を担う企業が、構成企業または協力企業として参画する場合、「(3)入札参加者の業務別の資格要件」は特になく、「(2)入札参加者に共通の参加資格」記載の要件を満たせばよい理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	①設計業務を行う者～⑥運営業務を行う者に該当しない弁護士事務所、SPC管理業務のみを行う企業、会計事務所、税理士法人などは、構成企業及び協力企業にならずにSPCから直接業務を受託する可能との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
84	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	統括管理業務を行う企業は特に資格は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
85	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	建設業務を複数の企業で行う場合は、共同企業体を組成することとありますが、建設業務には工事監理業務も含まれており、建設業務と工事監理業務を同一の企業が実施してはならないという前段の部分に抵触します。ここでいう建設業務を複数の企業で行う場合の建設業務とは、「建設工事業務」であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	複数の企業で対象業務を実施する際、建設業務においてはJVの組成を指定されておりますが、設計業務等その他の業務については、2者以上で行う場合であってもSPCと各々の企業との個別契約とすることが認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	実施方針（案）	○	-	15	3,(3),③	建設工事業務と備品等調達業務を別の企業で担う場合、備品等調達業務を担う企業においては、要件の（イ）建築一式工事に係る特定建設業の許可、（ウ）平成20年度以降に延床面積1.800㎡以上の公共施設の元請実績は除外していただけますでしょうか。	除外します。
88	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	統括管理業務を行う企業については、個別の資格要件はないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.84の回答をご参照ください。
89	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	建設業務は、②備品等調達業務や④遊具工事業務など専門性の高い業務があるので、JVの組成を条件とせず業務分担による実施も可能としていただけないでしょうか。	可能とします。具体的には入札公告時に示します。
90	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	P8で事業者を指定管理者として指定する予定と記載があります。指定管理者行政から委任される役割であり、重要な責任を持つと考えます。SPCが指定管理者として指定されるのであれば、SPCをマネジメントする業務を担当する企業には、類似施設等の指定管理者の経験が必要と考えますが、経験、実績が全くなくても問題ないとお考えでしょうか。	質問No.84の回答をご参照ください。
91	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	開館準備業務を行う者の参加資格要件がみあたりません。本施設の成功のためには重要な業務であり、類似業務等の経験、実績を求めることが必要と思いますが、経験、実績は全くなくても問題ないとお考えでしょうか。	開業準備業務は、運営業務を行う者が実施することを想定しています。具体的には入札公告時に示します。
92	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	建設業務と工事監理業務は同一の企業、又は資本もしくは人事等において一定の関連があるもの同士が実施してはならないとあります。遊具設計業務を行う企業と遊具工事業務を行う者は兼ねられるが、遊具工事業務を行う者と遊具工事監理業務を行う者は兼ねられないという理解でよいでしょうか。	遊具監理業務は自主監理を認める予定です。具体的には入札公告時に示します。
93	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	「(ア)県の物品等競争入札参加資格者名簿（本事業における運営業務に関連するいずれかの業種）に記載されていること。」とありますが特定の業種の指定は無く、入札参加書の任意の説明によるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	実施方針（案）	○	-	15	3,(3)	「(ア)県の物品等競争入札参加資格者名簿（本事業における運営業務に関連するいずれかの業種）に記載されていること。」とありますが、参加条件に県への指名登録が必要とのことだが、実績だけでは不十分でしょうか。（登録会社が少ないので参画できる会社が限定されると考えます。）	入札参加資格者名簿に記載されていない場合、富山県競争入札参加資格審査申請を行い、参加資格確認申請書類の提出までに名簿に記載されるようにしてください。
95	実施方針（案）	○		15	3,(3),②,④	建築工事、遊具工事を行う者の条件として、単独、もしくはJVの場合は構成員に富山県内企業を求めないのか。または、下請け業者として、③（ア）、（イ）、④（ア）、（イ）を満たす県内企業を求めないのか。	県内企業の参加を参加資格要件にはしません。
96	実施方針（案）	○		16	3,(3)④(ア)	遊具工事（屋内）に関しては、建築・空間・遊具が一体化したあそび場、立体的で高さのある大型遊具を作るという内容から、「建築一式工事」又は「内装仕上工事」の建設業許可を求められることが一般的ですが、当案件についても同様と考えるが、その認識で良いか。屋外については、「とび・土工、コンクリート工事」でも可との認識で良いか。	実施方針（案）に記載のとおりです。
97	実施方針（案）	○		16	3,(3)④(イ)	実績は富山県発注工事と捉えて良いか	富山県発注に限りません。
98	実施方針（案）	○	-	16	3,(3),④	遊具とはどのようなものまで含まれますでしょうか。	子どもの遊びに供される遊具を指します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
99	実施方針（案）	○	-	16	3,(3),④	想定されている遊具工事業者とはSPCから直接発注された元請の場合のみでしょうか。又は建設JVの下請でもよろしいのでしょうか。ご教示ください。	下請による請負を認める予定です。具体的には入札公告時に示します。
100	実施方針（案）	○	-	17	3,(3),⑥,(イ)	運営業務を行う者の実績要件として、主たる利用者が子ども（乳幼児～小学生）の施設の運営を求められておりますが、この場合、例えば認定こども園、学習塾、学童保育などの運営実績でも可と考えてよろしいでしょうか。	認定こども園、学童保育は認める予定です。
101	実施方針（案）	○	-	17	3,(3),⑥	主たる利用者が子ども（乳幼児～小学生）の施設とはどのような施設なのか具体的に事例をお示しください。	入札公告時に示します。
102	実施方針（案）	○	-	17	3,(3),⑥	参加資格要件を満たしていれば、運営企業に公益財団法人やNPO法人、社会福祉法人等の参画も可能でしょうか。	可能です。
103	実施方針（案）	○	-	17	3,(3),⑥	運営の実績としては、要求水準書P39の業務区分を参照すると、①予約受付調整、②利用料金の収受、③備品等の貸出管理、④広報、⑤子どもの遊びの場の提供、⑥利用者対応のすべてを含む実績と考えてよいでしょうか。	入札公告時に示します。
104	実施方針（案）	○	-	17	3,(3),⑥	運営の実績として、公共施設の受付案内のみを下請けで実施、または人材派遣を行った実績があれば、実績として認められますか。	入札公告時に示します。
105	実施方針（案）	○	-	17	3(3)	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が構成企業や協力企業として参画する場合、個別の参加資格要件はなく、共通要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
106	実施方針（案）	○	-	18	3,(2),イ	県によるモニタリングの頻度をご教示ください。	入札公告時に示します。
107	実施方針（案）	○	-	20	1 敷地条件	ホール敷地内の芝生広場が事業用地となっておりますが、新川文化ホールと一体的に整備することは可能でしょうか。	新川文化ホールの整備は本事業の範囲に含まれません。
108	実施方針（案）	○	-	20	1	赤枠内の本事業用地について、現在の芝生広場（イベント広場）では、新川文化ホール側で各種イベントを開催されておりますが、本施設の配置等について、魚津市をはじめとした新川文化ホール関係者からのご要望等がございましたら、ご教示ください。	本施設の配置については要求水準書（案）に記載のとおりです。
109	実施方針（案）	○	-	20	1	赤枠内の本事業用地について、本施設の整備後も芝生広場等で各種イベントを開催されると存じますが、本事業用地内で新川文化ホール側が主催のイベントを開催する際も、敷地の管理責任は本事業の事業者となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	実施方針（案）	○	-	20	1	赤枠内の本事業用地には、既存の駐車場が含まれておりませんが、本施設の利用者の方は、新川文化ホールの駐車場を特段の制約なく使用できると考えてよろしいでしょうか。それとも、本事業用地内に障がい者専用駐車場以外にも別途整備することを前提とされているのでしょうか。	新川文化ホールの駐車場を使用可能です。
111	実施方針（案）	○	-	20	1	新川文化ホール、本施設及び民間提案施設（別棟で整備する場合）は、建築基準法上はそれぞれ独立した敷地に立地する建築物になると思料されますが、建築敷地の各境界には、囲障等の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
112	実施方針（案）	○	-	20	1	「確認申請等における敷地は施設配置に応じて協議の上決定とする。」とありますが、当該敷地の設定に関わらず、赤枠内の本事業用地（約25,150㎡）の維持管理・運営業務は本事業の業務範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	実施方針（案）	○	-	20	4,1	本計画の対象敷地について、埋蔵文化財調査は貴県で実施済という理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	対象敷地において埋蔵文化財調査は実施していません。
114	実施方針（案）	○	-	23	1,(3)	不可抗力、県及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合の精算（損害）はどのようになりますでしょうか。	入札公告時に示します。
115	実施方針（案）	○	-	23	第6,2	不可抗力について一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用（設備入れ替え等）は所有者である貴県が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願い致します。	入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
116	実施方針（案）	○	-	25	8添付書類 1-1	物価変動欄記載の「一定の範囲」について具体的な数値を開示願います。	入札公告時に示します。
117	実施方針（案）	○	-	25	8添付書類 1-1	物価スライドの起算点は入札公告時として頂けませんでしょうか。	入札公告時に示します。
118	実施方針（案）	○	-	26	添付書類1 1.共通 許認可	「上記以外の許認可に関するもの」の具体的な事例を想定しておりましたらご教示ください。	「本事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更」「県が取得すべき許認可の遅延」「事業者が取得すべき許認可の遅延」以外を指します。
119	実施方針（案）	○	-	26	添付書類1 1.共通 税制度	税制度に係る変更は事業者がコントロールできるものではありませんので、「法人の利益に課される税制度の変更によるもの」のリスク分担については、該当リスクが顕在化した際には県と事業者が協議にてリスク分担内容を検討する旨で「△」とできないでしょうか。	原案のとおりとします。
120	実施方針（案）	○	-	26	添付書類1 1.共通 税制度	税制度に係る変更は事業者がコントロールできるものではありませんので、「そのほかの税制度の新設・変更によるもの」のリスク分担については、該当リスクが顕在化した際には県と事業者が協議にてリスク分担内容を検討する旨で「△」とできないでしょうか。	「事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの」は県の負担として いることから、「そのほかの税制度の新設・変更によるもの」については 原案のとおりとします。
121	実施方針（案）	○	-	26	添付書類1 1.共通 住民問題	過去及び現時点で近隣住民や組織等からの反対運動・訴訟・要望等ございましたか？	反対運動・訴訟はありません。
122	実施方針（案）	○	-	26	リスク分担保 1	「契約締結」において、議会の承認に起因する契約締結の遅延・中止は県のリスク分担と 考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	実施方針（案）	○	-	26	リスク分担保 1	「許認可」において、事業者が取得すべき許認可以外の許認可の遅延によるものも全て事 業者のリスク分担とするのは不合理であると思われるため、県と事業者の協議によるもの としていただけませんかでしょうか。	「事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更によるもの」は県の負担として いることから、「上記以外の許認可に関するもの」については原案のとおり とします。
124	実施方針（案）	○	-	26	リスク分担保	法制度の新設・変更に関するもの（付帯事業に直接関連する法令変更）について事業者の 負担とありますが前提条件などが大幅に変わる変更については協議によると考えてよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	実施方針（案）	○	-	26	リスク分担保	その他の税制度の新設・変更によるものについて事業者の負担とありますが前提条件など が大幅に変わる変更については協議によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	実施方針（案）	○	-	26	添付資料1,1	「工事遅延」の項目について、「上記以外の自由に起因する工事完了の遅延」のリスク分 担表にリスク分担の○がありません。どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	修正します。
127	実施方針（案）	○	-	26	添付資料1,1	「法制度変更」の項目について、「上記以外のもの」のリスクについて事業に影響を及ぼ すものについては県と事業者での協議としていただきたく存じます。	「法制度の新設・変更に関するもの（本体事業に直接関連する法令変 更）」については県の負担としてしていることから「法制度の新設・変更に関 するもの（上記以外のもの）」については原案のとおりとします。
128	実施方針（案）	○	-	26	添付資料1,1	「税制度」の項目について、その他の税制度の新設・変更によるもの」のリスクについて 事業に影響を及ぼすものについては県と事業者での協議としていただきたく存じます。	質問No.120の回答をご参照ください。
129	実施方針（案）		○	27	物価変動	「一定の範囲内・超えた部分」の数値的な基準に関して ※30頁も同様	質問No.116の回答をご参照ください。
130	実施方針（案）	○	-	27	1	材工の急激な上昇に伴う工事費増大については、「物価変動」リスク記載の通り、スライ ドにより協議に依りて頂けるということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	実施方針（案）	○	-	27	添付書類1 1.共通 第三者賠償	「施設の瑕疵による事故に関するもの」の瑕疵とは、契約不適合（目的物が契約に適合し ていないこと）を指す理解でよろしいでしょうか。改正民法に合わせて表現を変更してい ただけませんでしょうか。	修正します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
132	実施方針（案）	○	-	27	リスク分担保	上記以外の調査・解体撤去・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するものは事業者負担とありますが、事業者が事前に知りえない情報や状況に関連する事象については県の責と考えてよろしいでしょうか。	「本事業の実施自体に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの」および「県の責めに帰すべき事由による調査・解体撤去・設計・工事及び運営・維持管理に係わる住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの」を県の負担とします。
133	実施方針（案）	○	-	27	リスク分担保	「第三者賠償」維持管理・運營業務に起因する騒音・振動等に関するものについて、子どもの歓声など利用者に起因するものについては協議によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	実施方針（案）	○	-	27	リスク分担保 1	「第三者賠償」において、施設の瑕疵とありますが、契約不適合責任と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	実施方針（案）	○	-	27	リスク分担保 1	「第三者賠償・第三者の知的財産権を侵害した場合」について、これが貴県の指示等によるもの場合は、「県の事由によるもの」として、貴県にてリスクをご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	実施方針（案）	○	-	27	リスク分担保 1	「金利変動」において、基準金利確定前後のリスク分担保が記載されていますが、割賦払いはあるのでしょうか。あるいは、金利変動が及ぼすサービス対価の変動にもご配慮いただけたらということでしょうか。	質問No.42の回答をご参照ください。
137	実施方針（案）	○	-	27	添付資料1 1.共通 支払遅延・不能	戦争・内乱～（予測不可能なもの）にコロナのような感染症は該当するのでしょうか。	該当しうと考えます。
138	実施方針（案）	○	-	27	添付資料1 1.共通 物価変動	物価変動には、光熱水費も含まれると理解してよろしいでしょうか。	含まれます。
139	実施方針（案）	○	-	27	添付書類1,1,物価変動	インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減(一定の範囲内)の一定の範囲内とはどのような基準になるのでしょうか？	質問No.116の回答をご参照ください。
140	実施方針（案）	○	-	28	添付書類1 2.計画・設計段階 土壤汚染・地中障害物、埋蔵 文化財発見	土壤汚染は貴県、その他は合理的に予想できなかった場合は貴県リスクとなっておりますが、現時点での調査結果等は入札公告時に公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	土壤汚染については特段の調査を行っていません。
141	実施方針（案）	○	-	28	添付書類1 3.建設工事段階 工事遅延	「上記以外の事由に起因する工事完了の遅延」の項目が空白になっています。追記ください。	質問No.126の回答をご参照ください。
142	実施方針（案）	○	-	28	添付資料1,3	「工事遅延」の項目について、「上記以外の自由で起因する工事完了の遅延」のリスク分担保にリスク分担保の○がありません。どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	質問No.126の回答をご参照ください。
143	実施方針（案）	○	-	28	添付資料1,3	上記について、「事業者の帰責事由に起因する工事完了の遅延」の場合のみ、事業者側のリスクとしていただきたく存じます。	質問No.126の回答をご参照ください。
144	実施方針（案）	○	-	28	添付資料1,3	自然災害や疫病の流行等、不可抗力に関する工事遅延についてのリスク負担についてどのようにお考えでしょうか。お示しください。	修正します。
145	実施方針（案）	○	-	28	添付資料1,3	「工事費増大」の項目について、「上記以外」を「事業者の帰責事由による工事費増大」に修正していただきたく存じます。	原案のとおりとします。
146	実施方針（案）	○	-	28	添付資料1,3	材工の急激な上昇に伴う工事費増大については、P27「物価変動」リスク記載の通り、スライドにより協議に応じていただけたらという理解で宜しいでしょうか。	質問No.130の回答をご参照ください。
147	実施方針（案）	○	-	28	添付書類1 3.建設工事段階 部分使用	施設の仮使用認定の申請を行う想定でしょうか。	現時点でその予定はありません。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
148	実施方針（案）	○	-	28	添付書類1 3.建設工事段階 部分使用	施設の仮使用認定の申請を行う場合、工事現場内の区画変更や工程の修正等の計画変更が必要になります。その為、過去に貴県にて行った施設引渡前の施設利用の事例をご教示ください。	質問No.147の回答をご参照ください。
149	実施方針（案）	○	-	28	(添付書類1) 3,工事遅延	県の事由以外の事由に起因する工事完了遅延のリスク分担はどうなりますでしょうか。（○印なし）	質問No.126の回答をご参照ください。
150	実施方針（案）	○	-	28	(添付書類1) 3,工事費増大	上記以外の工事費増大・予算超過に他の事業段階にある「物価変動によるものは除く」との記載がない理由をご教示ください。	修正します。
151	実施方針（案）	○	-	28	2	県が行った地質調査以外の場所で計画した場合は、県のリスクと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染・地中障害物・埋蔵文化財発見について、ご理解のとおりです。
152	実施方針（案）	○	-	28	3	工事遅延のリスクで、上記以外の事由に起因する工事完了の遅延のリスク分担の表記が抜けているようです。	質問No.126の回答をご参照ください。
153	実施方針（案）	○	-	29	5	既存の芝や樹木の枯れ等が起きた場合にはどのように扱うべきでしょうか。	協議の上対応を定めます。
154	その他					想定の実業整備費（想定建設費、運営費等）をご教授下さい。	質問No.56の回答をご参照ください。
155	その他	-	-	-	-	入札公告時に入札予定価格を公表していただけますでしょうか。その際に、昨今建設費高騰などの物価上昇もあり、コンソーシアム内での予算配分が困難になってしまうため、入札予定価格内の施設整備費と運営維持管理費の内訳を公表していただけますでしょうか。	質問No.57の回答をご参照ください。
156	その他	-	○		別紙8,②	定員、最大500人程度とあるが、子どもが500人か？ また、屋内遊具スペースのみでの想定か それとも屋内施設全体または、屋内外施設全体としての想定か	子どもと保護者を合わせた人数とします。 また、屋外遊戯施設を含む入館料設定エリアを対象とします。
157	その他	-	○		別紙9,①	こども（中学生以下）無料とあるが、屋内施設の中学生利用は何を想定しているか？ 創作/工房？ こども未来館では、中学生が遊具を利用して、小学生が利用できない事が発生しているとの情報もある	質問No.192の回答をご参照ください。
158	その他	-	○		別紙9,①	入館料について、県外からの来場者については、こども、保護者とも有料として良いか。（例）こども300円、大人400円	提案を可とする予定です。
159	その他	-	-			現状敷地内で除雪した際に積雪を集積している箇所をご教示ください。	積雪量に応じて駐車場敷地内に集積しています。
160	その他	-	-			現状敷地内での融雪装置の仕様とその箇所についてご教示ください。	揚水ポンプは2台です。 川本ポンプTU-1256AX 2S-185 出力18.5Kw／吐出力24～27㎡ 融雪装置の箇所は入札公告時に示します。
161	その他	-	-			現状敷地内で除雪しているエリアをご教示ください。	駐車場は除雪車による除雪（外部委託）、プロムナードは除雪機による除雪（新川文化ホールの指定管理者による）です。
162	その他					本施設の年間利用者数の想定についてご教示ください。	新川子ども施設基本計画書（令和4年2月富山県）に記載のとおりです。
163	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),①	火災保険については、所有権が貴県であるため、貴県の負担としていただきたく存じます。	検討の上、入札公告時に示します。
164	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),①	火災保険に加入するよう記載されておりますが、建設工事保険に同等の内容が含まれていれば、建設工事保険のみに加入することでも問題ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
165	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),②	上記と同様、火災保険については、所有権が貴県であるため、貴県の負担としていただきたく存じます。	検討の上、入札公告時に示します。
166	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),②	火災保険に加入するよう記載されておりますが、維持管理・運営業務期間においては、施設は貴県に引き渡されまた所有権がある状態でございますため、貴県にて加入頂きますようお願いいたします（共済等）。	質問No.165の回答をご参照ください。
167	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),②	「事業者は、維持管理・運営業務期間中、自らの負担により～、火災保険、～加入すること。」とありますが、本体事業はBTO方式であり、維持管理・運営業務期間中における本施設の所有者は貴県ですので、本施設に係る火災保険については貴県にてご加入いただきますようお願いいたします。	質問No.165の回答をご参照ください。
168	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1)	火災保険は通常所有者が加入する保険であり、本事業はBTO方式のため所有者である貴県にて加入していただけますでしょうか。 事業者で加入する場合は火災保険となり、貴県で火災共済に加入いただく方が掛け金を抑えることができるため、事業としてのコストメリットがあります。	質問No.165の回答をご参照ください。
169	要求水準書（案）	○		6	7,(1)/(2)	県が加入する保険はありますか？	建物共済に加入予定です。
170	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	3年間の実費精算後の12年間で、3年間の実績に基づき事業者の提案した額を支払うというのは、現状のエネルギー情勢を踏まえると民間事業者のリスクが高すぎると考えます。 4年目以降は情勢を踏まえ双方協議として頂きたいと思えます。	入札公告時に示します。
171	要求水準書（案）	○		6	8,(1)	令和12年度以降も、昨今の世界情勢を起因とした大幅高騰のような場合に補填協議は行えますか？	質問No.170の回答をご参照ください。
172	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	本事業の維持管理及び運営業務に要する光熱水費について、令和9～11年度までは実費精算との記載がございますが、光熱水費は予定価格には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	「～令和12年度以降は、上記3年間の実績に基づき事業者が計画した光熱水費相当額のサービス対価を県が事業者に支払う」とありますが、光熱水費相当額の計画は利用状況を勘案し、毎年事業者が計画できるものとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.170の回答をご参照ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
174	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	「～令和12年度以降は、上記3年間の実績に基づき事業者が計画した光熱水費相当額のサービス対価を県が事業者を支払う」とありますが、令和9年度から令和11年度の実績では、例えば維持管理・運営業務開始後10年目（令和19年度）の社会情勢に伴う価格と大きく乖離する可能性がございます。 つきましては、上記3年間の実績および毎年の予実管理結果、利用状況の傾向に基づき、光熱水費相当額の計画は毎年作成するものとしていただけないでしょうか。	質問No.170の回答をご参照ください。
175	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	一般に、水道はひとつの敷地に対してひとつの引き込みになるかと思料いたしますが、本事業用地と新川文化ホール敷地は本事業にあたり分筆等されるご予定でしょうか。	確認申請上の敷地は分割する予定です。なお、引き込みについては敷地の数は関係ありません。
176	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	一般に、水道はひとつの敷地に対してひとつの引き込みになるかと思料いたしますが、本事業用地を含み、新川文化ホール敷地がひとつの敷地である場合、水道引き込みおよび水道料金の精算方法に関する想定をご教示ください。	質問No.175の回答をご参照ください。なお、水道の引き込みについては利用水量を満たす規格の引込管及び量水器を設置したうえで、量水器の利用者が上下水道料金を支払うこととなります。使用料金の算定方法は魚津市HPをご覧くださいか魚津市上下水道課にお問い合わせください。
177	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),②	維持管理・運営業務等に係る保険として、火災保険が記されていますが、建物の火災保険は非常に高額であり、また、所有者は県であることから、建物の火災保険は県の負担としていただけませんか。	質問No.165の回答をご参照ください。
178	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	光熱水費の取扱いについて、光熱水費は令和9年度から令和11年度の実績に基づきとなっているので、入札価格を構成しないと理解してよろしいでしょうか。	質問No.172の回答をご参照ください。
179	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	光熱水費は、本事業費に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	質問No.172の回答をご参照ください。
180	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),②	所有権が県であるため、火災保険については、県にてかけて頂きたいです。	質問No.165の回答をご参照ください。
181	要求水準書（案）	-	-	6	8,(1)	光熱水費はプロパンガスも含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1)	開館準備業務に係る保険の記述がありませんが、県としてサービス対価には計上されていないという理解でよいでしょうか。	開業準備業務にあたり必要な保険があれば加入してください。
183	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),①	事業者は、施設整備期間中の建設工事保険、第三者賠償保険、火災保険及びその他必要と考えられる保険に加入することとありますが、SPCではなく建設事業を担当する構成員が加入することは問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書（案）	○	-	6	7,(1),②	事業者は、第三者賠償保険、火災保険及びその他必要と考えられる保険に加入することとありますが、SPCではなく維持管理や運営業務を担当する構成員が加入することは問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	光水熱費は、令和12年度以降は、令和9年度から令和12年度までの3年間の実績に基づき、事業者が計画したサービス対価を県が支払うとありますが、令和12年度の実績が確定するのは令和13年度に入ってからになると考えられます。令和13年度の光熱水費が確定するのはいつ頃、どのような手順でお考えでしょうか。	質問No.170の回答をご参照ください。
186	要求水準書（案）	-	○	6	8,(1)	光水熱費は、令和12年度以降は、令和9年度から令和12年度までの3年間の実績に基づき、事業者が計画したサービス対価を県が支払うとありますが、入札時に水光熱費を計上するのであれば、事業者による差を無くすために指定金額としていただけないでしょうか。	質問No.172の回答をご参照ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
187	要求水準書（案）	○	-	6	8,(1)	光熱費は、令和12年度以降は、令和9年度から令和12年度までの3年間の実績に基づき、事業者が計画したサービス対価を県が支払うとありますが、令和13年度以降も、社会情勢等の変化等により光熱水費単価等が変化する可能性があります。物価変動への対応としてのサービス対価の改訂項目に該当すると考えてよいでしょうか。	質問No.170の回答をご参照ください。
188	要求水準書（案）	○	-	7	1,(1),①	非認知能力の育成について、具体的にご教示ください。	新川こども施設基本計画書（令和4年2月富山県）に記載のとおりです。
189	要求水準書（案）	○	-	7	1(1)③→1,(1),④	「新川文化ホール の特性 と 連携し、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が集える場」とありますが具体的な連携の想定はありますでしょうか。	「要求水準書（案）第7_3(7)②周辺施設との連携」に記載のとおりです。
190	要求水準書（案）	○	-	7	1,(1),④	新川文化ホールの特性と連携し、とありますが、特性と連携とはどのような意味でしょうか？例えば、新川文化ホールと連携した事業を共同で行う、新川文化ホールの事業に関連したプログラムを独自に行うなどが考えられます。	質問No.189の回答をご参照ください。
191	要求水準書（案）	○	-	8	2,1,(2)	ターゲットの考え方が「幼児から小学生」となっていますが、「新川こども施設基本計画書」では「幼児から小学生（低学年）」と記されています。変更になった意図をご教示ください。	より幅広い年齢のこどもに利用してもらうことが望ましいと考えたためです。
192	要求水準書（案）	○	-	8	1,(2)	本施設のメインターゲットは幼児から小学生との記載がありますが、中学生以上の利用について貴県の考え方をご教示ください。（全く利用させない、エリア分けを行うなど）	中学生以上の利用を妨げるものではありませんが、安全管理には十分配慮してください。
193	要求水準書（案）	○	-	8	2,(1)	事業用地の概要として、赤線で囲われた部分が本事業用地と理解しておりますが、この赤線で分筆を行うとの考えでよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
194	要求水準書（案）	○	-	8	2,(1)	敷地分筆を行う場合、分筆に係る費用は貴県負担であり、かつ既存施設側の対応がある場合は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
195	要求水準書（案）	○	-	8	1,(2)	本施設のメインターゲットは幼児から小学生とする。こどもたちを施設づくりや運営をサポートする立場として取り組みに参加できるようにすること。とありますが、「こどもたち」は幼稚園から小学生を指しますか。もしくはメインターゲットではない中学生以上を指しますか。もしくは年齢を問わず幼児から18歳以下までの子どもを指しますか。	提案によります。
196	要求水準書（案）	○	-	8	1,(2)	子育て関連の地域グループ等にも関わってもらうことによって、とありますが、運営をサポートする立場として関わってもらうということでしょうか。その場合、要求水準書に記載のボランティアの一部と考えればよいでしょうか。あるいは要求水準書のボランティアは個人単位で、地域グループは別のものと考えればよいでしょうか。	「要求水準書（案）第7_3(7)①地域との連携」に記載のとおりです。
197	要求水準書（案）	○	-	8	1,(2)	子育て関連の地域グループ等にも関わってもらうことによって、とありますが、地域グループに関わってもらうにあたり、何らかの謝礼や交通費等の支給についてサービス対価に計上されていますでしょうか。計上されている場合は、基準や想定回数などをお教示ください。	入札公告時に示す予定価格を鑑みて具体的な業務内容を提案してください。
198	要求水準書（案）	○	-	9	2,(1)	図表2の凡例では本事業用地の面積は約25,150㎡となっていますが、図表3では約24,900㎡となっています。どちらを正とすれば良いかご教示ください。	25,150㎡を正とします。
199	要求水準書（案）	○	-	9	2,(1)	新川文化ホール敷地内に劇場と用途が異なる（用途上可分である・それぞれ独立した）建物を建てることになるものと思料いたします。本事業用地が分筆されていない、もしくは分筆しない場合、法適合についてどのような整理をされているかご教示ください。	事業者選定後に提案内容に応じた敷地分割方法を協議により決定する予定です。
200	要求水準書（案）	○	-	9	2,(1)	「案内サインなど、新川文化ホール敷地内にある事業用地外の既存外構造作の改修」について、案内サインの改修は、新川文化ホール敷地内に設置することも施設に関する案内に限られると考えてよろしいでしょうか。（専らホールを案内するための案内サインは改修対象外と考えてよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
201	要求水準書（案）	○	-	10	2,(4)	敷地周辺インフラ整備状況に関する「外構設計図書図面データ」は参加表明及び参加資格確認書類の受付を完了したものに別途配布とありますが、今回は設計検討期間が比較的短いと推察されますので、入札公告時に希望者へ配布する形（誓約書を手交）へ変更していただくことは可能でしょうか。	検討します。
202	要求水準書（案）	○	-	10	2,(3)	御選考にあたり、落札者選定基準につきましては、可能な限り早期の公表をいただきますようお願いいたします。	入札公告時に示します。
203	要求水準書（案）	○	○	10	2,(4)	要求水準書（案）10ページ本文にインフラ接続にあたっての費用は事業者負担とある事から、別紙3-1.2.3を含め、その工事を計画するにあたり、詳細な資料が必要です。 （雨水排水計画、敷地勾配、集水・排水側溝の配置、集水樹の配置、それらの深さ、水上・水下レベル値等々の）詳細資料提供をお願いします。それら資料が無い場合は貴県にて、それらの位置やレベル値を設定の上ご教示ください。	入札公告時に示します。
204	要求水準書（案）		-	11	1,(1),③	県外からも多くの方が訪れた事を想定した駐車場計画を、施設のキャパから考えて可能でしょうか。	駐車場台数は要求水準書（案）に記載の内容を参考にご提案ください。
205	要求水準書（案）	○	-	11	1,(1),③	オリジナリティ及び意匠性を重視した計画とすることとありますが、遊具は既製品を購入し設置するのではなく、空間と一体としてオリジナルの遊具を設計し制作することを求められるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準を満たしたうえで、部分的に既製品を活用することは妨げません。
206	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑥	遊具に関して災害避難時を想定した構成を考慮を必要とするか	提案によります。
207	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),④	新川文化ホールからの眺望を損なわないよう配慮すること。との記載がありますが、入札公告時に眺望を損なうものと判断される条件（施設の高さや配置など）をご教示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的な条件を示す予定はありません。検討の上ご提案ください。
208	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑤	昨今の物価高騰や人材不足などの影響により、予定価格内に初期投資費用を収めることも難しい状況となっておりますので、ZEB Readyではなく、ZEB Orientedの基準相当としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
209	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑤	「ZEB Readyの基準相当又はそれ以上の機能を有する建物」について、公的機関のZEB認証等の取得は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑤	太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの活用は任意提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑤	ZEBreadyの基準相当とはどの程度の範囲を示すものでしょうか。仮にZEBready取得の基準以下であっても要求水準未達とはならないと理解してよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）第3_1(1)⑤環境への配慮」に記載のとおり、ZEB Readyの基準相当又はそれ以上の機能を有する建物としてください。
212	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑥	水害に備えた計画は、浸水深0.5～3.0mの区域であることを認識した上で検討し、具体的な対策等は提案に委ねられると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑥	河川の氾濫等、水害に備えた計画とありますが、本件は「子ども」をメインとした施設整備です。民間資金等を活用する事業ですが、どこまでその対策に備えた施設整備計画とするのか、貴県として、明確かつ具体的な対策方針及び基準等をご教示ください。	質問No.214の回答をご参照ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
214	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑥	河川の氾濫等、水害に備えた計画とありますが、この文は、「特に」と文頭に記載されているように、「子ども」の安全性に関わる事ではありますが、施設整備費にも大きく影響する事でもあります。実施方針（案）のリスク分担表において、「維持管理段階」、「運営段階」のリスク項目：性能に要求水準未達のリスク負担は事業者とあります。この計画の責任が民間事業者である場合、本件入札への参加・不参加検討に大きく影響する項目です。上記質問への回答と共にリスク分担についても、明確にご教示ください。	水害については、「洪水に備え1階床高さを既存GL+1m以上とすること」「電機室等は、万一の洪水に留意した配置に留意するとともに、水を使用する室の下階に計画しない」「地震・大雨・暴風・洪水等の大規模な災害が発生した場合、利用者の安全を確保できるよう初動対応を行うこと」としています。対象地が水害にあったことをもって要求水準未達とすることはありません。
215	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑦	「地場産素材」における地場の定義は、富山県内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑦	「富山県産材をはじめとする木材の積極的な活用」とございますが、本施設の内装材や遊具のうちの一部に活用するような提案であれば、要求水準を満たすと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑧	降雨時・降雪時等でも、駐車場から本施設エントランスまで利用者が快適にアプローチ出来るように努める事とあり、既存の駐車場700台ともあります。何台分を目安に快適なアプローチ（＝通路に屋根掛け≒キャノピー）と考えているのかご教示ください。本計画地は地盤が悪い事から、通路屋根（≒キャノピー）の構造物にも、杭（風圧による引抜き）が必要となる可能性が十分にあり、施設整備費にも大きく影響いたします。	キャノピーの設置条件について入札公告時に示します。
218	要求水準書（案）	○	-	12	1,(1),⑥	本施設は指定避難所にはならないという認識でよろしいでしょうか。	質問No.414の回答をご参照ください。
219	要求水準書（案）		-	12	1,(1),⑧	降雨時や降雪時でも快適にアプローチが出来るとは、屋根を設置する事ではなく、舗装の事についてであると理解してよろしいでしょうか。	具体的な手法は事業者提案によります。 なお、キャノピーの設置については質問No.217の回答をご参照ください。
220	要求水準書（案）	○	-	13	3,1,(2)	芝生広場について、「既存緑地を改修」とありますが、具体的な範囲をご教示ください。	本事業用地は「要求水準書（案）図表2」に示すとおりですが、既存緑地の改修範囲は提案によります。
221	要求水準書（案）	○	-	13	1,(1),⑨	芝生広場について、約18,400㎡との記載がありますが、18,400㎡の根拠をご教示ください。（どこの部分を合算すれば18,400㎡となるかをご教示ください。）	入札公告時に示します。また、芝生広場面積「約18,400㎡」を約19,700㎡に修正します。
222	要求水準書（案）	○	-	13	1,(1),⑨	「事業期間を通じて、技術革新、利用者ニーズの変化、行政サービスの変化に対応できるよう、建物及びその構成要素の機能的柔軟性の確保に努めること」とありますが、建物の機能的柔軟性とは具体的にどのような事を想定しているのか、ご教示ください。（※構成要素として、遊具の入替等を利用者ニーズにより、行なっていく事は想像できませんが。）	提案によります。
223	要求水準書（案）	○	-	13	1,(3)	延床面積については、10%程度の増加を認めるとありますが、合理的な設計により機能を十分に維持した上で、延床面積の減少は認められないのでしょうか。	原則として認めません。ただし設計期間中に合理的な理由がある場合は協議の上定めます。
224	要求水準書（案）	○	-	13	1,(1),⑨	可変性及び自由度の高い空間とすることとありますが、維持管理運営期間中に遊び空間を変更していくための提案として以下の方法は可能でしょうか。 『設計建設の費用の一部を維持管理運営期間に回し、遊具や遊び空間の改修費用に充てる。その場合の改修業務（改修設計・改修工事）は維持管理または運営業務として実施する。』 不可の場合、設計建設業務を維持管理運営期間に特別に設けることは可能でしょうか。	サービス対価の考え方は入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
225	要求水準書（案）	○	-	13	1,(1),⑨	運営期間中に、大型遊具やデジタル技術を用いた遊び空間を更新する場合、維持管理又は運営業務のサービス対価が、当該更新年度に計上できるとすると、運営維持管理期間中の年度別サービス対価が大きく変動することが想定されますが、問題ないでしょうか。均一化しようとする、資金調達の必要がでてきますが、その理解でよいでしょうか。	年度別のサービス対価が変動することを認める予定です。サービス対価の考え方は入札公告時に示します。
226	要求水準書（案）	○		14	1,(4),①	原則平屋とするとあるが、屋根高さの制限はあるか	提案によります。
227	要求水準書（案）	○		14	1,(4),①	一部2階建を可とするがあるが、建物最高高さの制限はあるか	ありません。
228	要求水準書（案）	○	-	14	1,(3)	事務室について、貴県の職員の方が事務室を使用される場合、何名程度のスペースを想定しておけばよろしいでしょうか。	県の職員が事務室を使用する予定はありません。
229	要求水準書（案）	○	-	14	1,(4),①	BCPの観点等から機械室・電気室等を2階に配置した場合においては、吹抜空間を確保する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	機械室・電気室等、利用者の用に供しない諸室のみを2階に配置する場合においては、ご理解のとおりです。
230	要求水準書（案）	○	-	14	1,(4)①	一部2階にした場合の諸室が機械室等の一般利用者の利用を想定しない場合にはエレベーターの配置は必要ないと理解してよろしいでしょうか。	機械室・電気室等、利用者の用に供しない諸室のみを2階に配置する場合においては、ご理解のとおりです。
231	要求水準書（案）	○	-	14	1,(4),①	「こどもだけではなく、同伴者（父母、祖父母）も満足できる施設とすること」とありますが、同伴者の定義をご教示ください。また、同伴者の満足とは、どのような視点なのか、ご教示ください。	同伴者とは、保護者をはじめこどもに付き添い遊びを見守る立場の利用者を指します。後段の質問については提案によるものとします。
232	要求水準書（案）	○	-	14	1,(4)	休憩・食事スペースについての記載が全くありません。どのような用途で使い方をする場所なのか説明いただけませんか。	入札公告時に示します。
233	要求水準書（案）	○		15	3,1,(3)②	遊具スペース（850m2）は、メインターゲットの幼児・小学生用と考えるが、幼児・児童（小学生）の混在を避けるため、エリア分けもしくは、時間による入れ替え制が必要と考えるがその認識で良いか	多様性や兄弟をもつ家庭への配慮の観点から、安全に配慮したうえで、こどもの年齢で過度に線引きをしない整備・運営が望ましいと考えます。
234	要求水準書（案）	○		15	3,1,(3)④	乳幼児スペース（80m2）は、幼児・乳児両方を連れた保護者が見守りやすいように、遊具スペースに隣接して配置したいが、必ず壁で区画する必要はあるか	壁で区画する必要はありません。
235	要求水準書（案）		-	15	1,(4),③	3Dプリンターや電動工具などの創作活動とありますが、安全上の指導員を常に配置する必要があると思慮いたします。任意の付帯事業の扱いとさせていただきますでしょうか。	家庭では体験が困難な創作活動ができるという要求水準を満たす限りにおいて、具体的な備品内容は提案によります。
236	要求水準書（案）	○	-	15	1,(4),①	備品等についてその後の運営期間中に適宜追加していくこととありますが、実施方針P15では、備品調達業務は建設業務に含まれます。運営期間中の備品の追加業務は、運営業務に含まれますか、維持管理業務に含まれますか。	「要求水準書（案）第7_3(3)②備品等の貸出・管理業務」に記載のとおり、運営業務に含まれます。
237	要求水準書（案）	○	-	15	1,(4),①	備品等についてその後の運営期間中に適宜追加していくこととありますが、備品の交換や更新は維持管理業務に含まれますか。	質問No.236の回答をご参照ください。
238	要求水準書（案）	○	-	15	1,(4)②	「本施設はこどもの非認知能力・運動能力・創造性を育成することを目的としており、遊具スペースはこれらの目的達成のために最も重要な機能であることを踏まえること。」とありますが、建築費高騰のおり、自由提案部分となり県の求める十分な内容を満たす費用確保が難しいことも考えられます。配分の目途などをお示しいただくことはできませんでしょうか。	質問No.57の回答をご参照ください。
239	要求水準書（案）	○	-	15	1,(4)③	内容については自由提案によると思われるますが、最低限必要な物品や求める仕様が類推されるリストなどの提示があると考えてよろしいでしょうか。	別紙7に記載のとおりです。
240	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑧	一時的にこどもを落ち着かせる場（カームダウン設備(スペース)）は遊戯施設と捉えるか	「要求水準書（案）図表5」に記載のとおり、多目的室は屋内遊戯施設の一部と位置付けます。
241	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑩	エントランス／風除室において一時的な看板等の収納に配慮したつくりとの記載がありますが、貴県が想定される看板について、具体的に（製品名、メーカー、寸法や仕様、電源の有無など）ご教示ください。	提案によるため、現時点での具体的な想定はありません。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
242	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑬	施設利用者用トイレと屋外から利用できるトイレとして「だれでもトイレ」の記載がありますが、兼用することは可能でしょうか。それともそれぞれ設ける想定でしょうか。	それぞれ設ける想定です。
243	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑭	ロッカーについて、有料の設定としてもよろしいでしょうか。	ロッカーは、保護者が頻繁に出し入れを行うことも鑑み、原則無料を想定しています。
244	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑦	保護者交流/休憩スペースは、休憩・食事スペースと兼ねてもよろしいでしょうか。	質問No.232の回答をご参照ください。
245	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑨	ワークショップ室を可動間仕切で2部屋に仕切る際に、この2部屋の面積は同一である必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	要求水準書（案）	○	-	16	1,(4),⑨	ワークショップ室を可動間仕切で2部屋に仕切る際に、映写・音響設備はどちらかの部屋に備えていれば良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	要求水準書（案）	○	-	17	1,(4),⑰	事務室について、貴県の職員等の常駐予定はございますか。ある場合は人数をご教示ください。	質問No.228の回答をご参照ください。
248	要求水準書（案）	○	-	17	1,(4),⑬	トイレは温水洗浄便座であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	要求水準書（案）	○	-	17	1,(4),⑬	施設利用者用のトイレとして設置する「だれでもトイレ」は、屋外から利用できるトイレと兼用してもよろしいでしょうか。それとも、屋外用は屋外からのみのアクセスしか認められないのでしょうか。	質問No.242の回答をご参照ください。
250	要求水準書（案）	○	-	17	1,(4),⑰	事務室において、貴県の職員は常駐されるのでしょうか。常駐する場合には、何名分の貴県職員専用の机・椅子が必要をご教示いただけますでしょうか。	質問No.228の回答をご参照ください。
251	要求水準書（案）	○	-	17	3,(4),⑱	応接兼応急室は別ける提案は可能でしょうか。	可能とします。
252	要求水準書（案）	○	-	18	3,(5)	屋外遊戯施設部についてもトイレ施設は必要と考えますので、設置の提案は可能でしょうか。	「要求水準書（案）第3_1(4)⑬トイレ」に記載のとおり、屋外から利用できるトイレを設置してください。
253	要求水準書（案）	○	-	18	1,(4),⑲	ボランティア室は事務室で勤務する職員との連携を考慮し、間仕切り壁等で区切らない、事務室と一体の空間として提案してもよろしいでしょうか。	提案によります。
254	要求水準書（案）	○	-	18	1,(4),㉑	倉庫は、工房、ボランティア室、事務室、ワークショップ室、多目的室、あそび場などに併設することとありますが、それぞれの部屋に個別に併設せず、共用できる計画としてもよろしいでしょうか。	提案によります。
255	要求水準書（案）	○	○	19	3,(7)	施設配置について、別紙4-2記載の「建設予定地」以外で提案しても良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。別紙4-2を修正します。
256	要求水準書（案）	○	-	19	3,1,(6)	芝生広場の外遊びスペースに屋外遊具等を設置した回遊性に富んだこどものあそび場の設置とあるが、幼児・児童用のあそび場としての認識で良いか。その他制限はあるか	芝生広場のメインターゲット等の考え方は屋内遊戯施設と同様です。具体的な年齢制限等は想定していません。
257	要求水準書（案）	○	-	19	3,1,(6)	同上広場で、中学・高校生や、大人をターゲットとした施設を提案しても構わないか	可能とします。
258	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6)③	「～魚津市において、市所有のエントランス部分（クリスタルガーデン）の改修を～」とありますが、クリスタルガーデン（上屋のみ）の所有者が魚津市さまとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6)③	「～魚津市において、市所有のエントランス部分（クリスタルガーデン）の改修を～」とありますが、新川文化ホール用地の土地の所有者は魚津市さまであり、新川文化ホール用地のうちクリスタルガーデンの範囲を除き、貴県が借りているとの理解でよろしいでしょうか。	新川文化ホール敷地は県所有部分と魚津市所有部分があり、クリスタルガーデンの範囲の所有者はご理解のとおり魚津市です。本事業の敷地については、今後、県が市から借り受ける予定です。
260	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),②	既存駐車場から各施設へのキャノピーを設置する場合、キャノピーの設置位置が本事業用地外となる可能性がございますが、そのような提案も可と考えてよろしいでしょうか。	質問No.217の回答をご参照ください。
261	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),②	本事業用地外に設置されたキャノピーの維持管理区分について、キャノピー（工作物）のみ事業者が担うと考えてよろしいでしょうか。（キャノピー下の舗装等は管理対象外と考えてよろしいでしょうか。）	質問No.217の回答をご参照ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
262	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),③	クリスタルガーデンの改修にあたり、協議に応じることとされておりますが、この協議の主な内容は、事業者が管理する本事業用地を改修工事等に魚津市が使用するなどの調整と考えるとよろしいでしょうか。	ご認識の内容を含み、市から要請があった場合は協議に応じることとします。
263	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),③	エントランス部分（クリスタルガーデン）の改修費は本事業に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),②	各施設までキャノピーを整備とありますが、遊戯施設からクリスタルガーデン出入口まで雨に濡れないようにキャノピーを設置するということで間違いないでしょうか。	質問No.217の回答をご参照ください。
265	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),③	市によるクリスタルガーデンの改修はいつ頃を予定していますか。	本事業の落札者決定後、市において改修等の方針の検討に着手する想定と伺っています。
266	要求水準書（案）	○	-	19	1,(6),③	市によるクリスタルガーデンの改修はどのようなものを想定していますでしょうか。ご教示ください。	現時点で具体的な想定はなく、本事業の落札者の提案を踏まえ、改修、解体など幅広く検討する予定と伺っています。
267	要求水準書（案）	○	-	19	1,(5),③	本事業の整備運営業務に含まれるものは、障がい者専用駐車場のみで、スタッフ用の駐車場などその他に整備運営が必要な駐車場は無いと考えてよいでしょうか。	駐車場についてはご理解のとおりです。
268	要求水準書（案）	○	-	19	1,(5),③	タイトルに駐車場、駐輪場等とありますが、本事業の整備運営業務に駐輪場は含まれないと理解してよいでしょうか。	入札公告時に示します。
269	要求水準書（案）	○	-	20	3,(10),2	「ヴィジュアル・アイデンティティ」に関する業務について、実施するのは「開業準備業務」という理解で宜しいでしょうか。対象業務をご教示ください。	ヴィジュアル・アイデンティティは設計業務として実施してください。
270	要求水準書（案）	○	-	20	2	作成業務に含む本施設のロゴ・シンボルマークの作成費用はいくら想定されていますか。（使用権・商標登録に見合う提案とするため）	提案によります。
271	要求水準書（案）	○	-	20	2	「本施設の実称及びロゴ、シンボルマークを作成」とありますが、完成（決定）時期の期限は想定されていますでしょうか。	「要求水準書（案）第3_2 ヴィジュアル・アイデンティティ（VI）に関する要求水準」に記載のとおり、本施設の引き渡し日までに使用できるようにしてください。
272	要求水準書（案）	○	-	20	第3,2	「制作物の著作権帰属については提案によるが、使用権は県に帰属する。なお県が制作物の商標登録を行う予定である。」とありますが、商標登録に係る費用は貴県で負担する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	要求水準書（案）	○	-	20	2	ヴィジュアル・アイデンティティは入札時に提案を求められるものではないと考えてよろしいでしょうか。	提案項目には含まれますが、VIの具体的なデザインを求めるものではありません。
274	要求水準書（案）	○	-	20	2	ヴィジュアル・アイデンティティは本施設の引き渡し日までに使用できるようにすることですが、市民へシンボルマークの募集をし作成する提案は可能でしょうか。	県民からの募集は可能とします。
275	要求水準書（案）	-	-	20	1,(7)	1階床高さを既存GL+1m以上とあります。水害を考慮した高さ設定と思慮いたしますが、その分のコストを見込んだ要求水準と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
276	要求水準書（案）	○	-	20	1,(10)	敷地内における既存のサインの位置、内容などの情報は提供されますか。	入札公告時に示します。
277	要求水準書（案）	○	-	20	1,(10)	敷地内における既存水飲み場、ベンチ、外灯などの位置、内容などの情報は提供されますか。	入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
278	要求水準書（案）	○	-	20	2	「選定方法については事業者に委ねるが、愛称及びロゴ、シンボルマークの作成が広く周知される方法とすること。また、選定の過程で県の確認・承認を得ること。」とありますが公募に因る場合はそれに係る費用もサービス対価に含んで良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	要求水準書（案）	○	-	20	2	「制作物の著作権帰属については提案によるが、使用权は県に帰属する。なお県が制作物の商標登録を行う予定である。」とありますがその手続きについても県が実施すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書（案）	○	-	21	3,(1)	構造方式について、指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書（案）	○	-	21	4,(2)	既存施設（新川文化ホール）における空調用熱源についてご教示ください。	空調用の熱源は2種です。 館内メインは、冷温水発生器2台です。 その他はヒートポンプ式で、ビルマルチエアコン3台、パッケージエアコン4台です。
282	要求水準書（案）	○	-	22	(3)	給排水の配管経路や外灯の配線・制御設備、駐車場の運営管理など、事業の実施により問題が発生する可能性があるため、新川文化ホール指定管理者と事前の協議や調整を十分に行うことが必要です。	ご理解のとおりです。
283	要求水準書（案）	○	-	23	4,(4)	構内交換設備について、貴県において必要な回線数をございましたらご教示ください。	県として必要な回線数の想定はありません。
284	要求水準書（案）	○	-	23	3,(4)	構内情報通信網について、県庁のLANとの専用接続は必要ないでしょうか。	不要です。
285	要求水準書（案）	○	-	23	3,(4)	構内情報通信網について、職員、スタッフが利用する通信網と、来館者が利用する通信網は別のLAN回線が必要と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	要求水準書（案）	○	-	23	3,(4)	構内情報通信網について、来館者用のLANは、FREE-WIFIとして、PWを知っていれば接続可能な方式でよいでしょうか。	提案によります。
287	要求水準書（案）	○	-	23	3,(4)	構内情報通信網について、来館者用のLANは、一定時間（60分など）を経過するといったん接続が切れる（再接続が必要）などの方式を導入することは問題ないでしょうか。	提案によります。
288	要求水準書（案）	○	-	24	3,(4)	「ICT設備」の項目について、ワークショップ室及び多目的室に整備するICT機器の選定は事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	要求水準書（案）	○	-	24	4,(4)	テレビ電波障害防除設備について、近隣に電波障害が発生した場合の当該設備の設置費用は、入札段階では把握しきれない情報であることから、別途貴県にご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	要求水準書（案）	○	-	24	3,(4)	テレビ共同受信設備について、事務室、多目的室、ワークショップ室にテレビ端子を設けるとあります。什器・備品リストでテレビは応接兼応急室のみに設置となっています。整合が取れないように思いますが、いかがでしょうか。	将来的に必要となる可能性を想定しています。必要に応じて追加端子や端末をご提案下さい。
291	要求水準書（案）	○	-	24	3,(4)	ICT（情報通信技術）設備について、ワークショップ室及び多目的室にPCやタブレットを用いる環境整備との記載があります。備品リストでは、ワークショップ室及び多目的室にはタブレットはありますがPCがありません。利用者が持ち込むPC、または事務室のノートPCを持ち込んで利用することを想定されていますか。	「要求水準書（案）第3_4(2)備品等調達業務」に記載のとおり、別紙7「什器・備品リスト」を参考に、事業者にて必要な備品を提案してください。
292	要求水準書（案）	○	-	26	4,1,(4)	大規模な室内遊具の設計のため、建築基準法、消防法、遊具の安全に関する規準を遵守するには、遊具設計業務責任者等についても、2級建築士以上と公園施設製品安全管理士の資格要件が必要となる認識で良いか。	入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
293	要求水準書（案）	○	-	26	1,(4)	設計業務の実施体制について、①建築設計業務責任者、②建築（意匠）、③構造、④電気、⑤機械、⑥法適合性確認の6名が担当者として記載されておりますが、兼務することは可能でしょうか。	建築設計業務責任者は兼務不可、他は兼務可能とする予定です。詳細は入札公告時に示します。
294	要求水準書（案）	○	-	26	1,(4)	建築設計業務責任者、建築（意匠）、構造、電気設備、機械設備、法適合性確認等の各担当者とありますが、これらのうち、兼務できるもの、兼務できないものをご教示ください。	質問No.293の回答をご参照ください。
295	要求水準書（案）	○	-	26	1,(4)	事業者は、提案書に明示した建築設計業務責任者及び各担当者を配置すること。とありますが、「提案書に明示」とはどのような内容でしょうか。	「提案書に明示した」は削除します。
296	要求水準書（案）	○	-	27	4,1,(5)	設計変更について県要求における変更による事業者の追加的な費用発生については変更の大小問わず県の費用負担としていただきたく存じます。	「実施方針（案） 添付資料1 リスク分担表」に記載のとおりです。
297	要求水準書（案）	○	-	27	1,(4)	遊具設計業務責任者については、提案書に明示した者を配置するとの記載がありますが、提案書提出から2年程度経過することになるため、変更となる可能性がございます。変更する場合は同程度の実績を持つ者であれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。（変更の理由は、退社や病気などを想定しております。）	質問No.295の回答をご参照ください。
298	要求水準書（案）	○	-	27	1,(4)	建築設計業務責任者は、原則として設計協議の場に常に出席し…との記載がありますが、web上での出席も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	要求水準書（案）	○	-	27	第4,2,(2),①	「～補助金の申請を行う場合は～」とありますが、現状想定している補助金の名称をご教示ください。	現時点で確定した補助金はありません。
300	要求水準書（案）	○	-	27	1,(4)	事業者は、提案書に明示した遊具設計業務責任者を配置すること。とありますが、「提案書に明示」とはどのような内容でしょうか。	質問No.295の回答をご参照ください。
301	要求水準書（案）	○	-	27	1,(4)	遊具設計着手前に、遊具設計業務責任者等を明示した設計体制表、各担当者の業務経歴書を県に提示することとありますが、各担当者とは遊具設計業務を担当する者でしょうか。また「各」とは何を指しますか。	ご理解のとおりです。「各担当者」とは、提案によって担当者が業務分担すること及び複数になることを想定した記載です。
302	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),②	基本設計終了時の提出物に、「エ 模型」がありますが、スケールはどの程度を想定していますでしょうか。	協議の上定めます。
303	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),②	オ その他資料に「富山県公共事業の景観づくりチェックシート」との記載がありますが、データをご提示いただくことは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
304	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),②	参加型の意見交換会やヒアリング等、対話型の合意形成手法とありますが、県民等の利用者の意見が設計内容を大幅に上回るものであり、これを反映させようとする場合大幅なコスト増を伴う場合は、県との協議により、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	「実施方針（案） 添付資料1 リスク分担表」を基本に、詳細は県との協議とします。
305	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),②	イ 基本設計説明書の項目が、建築と電気機械設備となっており、屋外遊戯施設等、芝生広場、障害者用駐車場などの外構関連の基本設計業務の記載がありませんが、それらは基本設計に含むと考えてよいでしょうか。	入札公告時に示します。
306	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),④	遊具設計について、遊具基本設計と遊具実施設計の区分はなく、設計業務終了時に書類を提出すればよいと考えればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
307	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),④	屋外遊戯施設等は遊具設計に含まず、建築外構の基本設計、実施設計に含むと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、提案に応じて協議し定めることも可能です。
308	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),④	遊具スペースにおける隠れ家空間等による空間演出は、遊具設計に含むと考えてよいでしょうか。	提案によります。
309	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),④	遊具スペースにおけるデジタル技術を用いた遊び場空間の設計は、遊具設計に含むと考えてよいでしょうか。	遊具設計に含む想定ですが、提案に応じて協議し定めることも可能です。
310	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),④	乳幼児スペース（遊び場）の遊具や空間演出は遊具設計に含むと考えてよいでしょうか。	提案によります。
311	要求水準書（案）	○	-	28	2,(2),④	利用者となる子どもや保護者等の意見を遊具設計に反映し、機運醸成を図るための意見交換会やヒアリング等を実施するにあたり、会場手配等は、県にて行うことは可能でしょうか。あるいは、民間事業者が会場を確保し、施設使用料を支払うと考えればよいでしょうか。	会場手配は原則事業者負担としますが、必要に応じ、県は庁舎等の会議室を手配するなど可能な範囲で協力します。
312	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,ア	設計原図（A2版）、トレーシングペーパーにて作成とございますが、A1版CADデータ+PDFでの提出としていただけないでしょうか。イ資料等でCAD+PDFデータの提出を求められており、かつA2版とすることで図面の縮尺が縮小され、提出図が見ずらくなると思慮いたします。	原案のとおりとしますが、詳細は協議により定めます。
313	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,ア	ア 図面等に「計画通知用製法」との記載がありますが、計画通知として提出する資料一式を貴県へ提出するとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.318の回答をご参照ください。
314	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,イ	イ 資料等に「県有施設基本的性能ガイドライン（案）チェックシート」との記載がありますが、データをご提示いただくことは可能でしょうか。	入札公告時に示します。
315	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,ウ	ウ その他に「透視図の写真」との記載がありますが、どのような形態を想定されているかご教示ください。	協議の上定めます。
316	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,ウ	ウ その他に「模型」及び「模型の写真」との記載がありますが、模型は基本設計終了時にも提出しており、どちらか一方としていただけますでしょうか。	協議の上定めます。
317	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,エ	「計画通知用製法」とは「計画通知用製本」の誤りでしょうか。	質問No.318の回答をご参照ください。
318	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,エ	「計画通知用製法」と記載がありますが、要求水準書20頁には「～確認申請等～」とあります。本事業にて事業者が行う建築基準関係規定に適合しているかどうかの申請方法は確認申請でもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）の「計画通知用製法」を「建築確認書類一式」に修正します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
319	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,4	イ 資料等に建築工事費内訳書、金抜き（・RIBCによる）並びに設計数量根拠（見積書、数量表等）（※設備工事も同様記載）とありますが、金抜き（・RIBCによる）、設計数量根拠は提出にかなりな作業が必要となりますので、不要としていただけませんか。	入札公告時に示します。
320	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,4	防災計画評定について、具体的な書面（参考例）をご教示ください。	防災計画評定は削除します。
321	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),③,4	現地調査報告書について、調査の内容をご教示ください。	敷地内外インフラおよび既存外構調査（実態把握のための調査。外構は破損状態やリサイクルの可能性等を確認）、地盤調査、文化ホール建物調査（工事による破損等を追跡する事前事後調査）、電波障害調査
322	要求水準書（案）	○	-	29	2,(2),④	参加型の意見交換会やヒアリング等、対話型の合意形成手法とありますが、県民等の利用者の意見が設計内容を大幅に上回るものであり、これを反映させようとする場合大幅なコスト増を伴う場合は、県との協議により、予算増は可能でしょうか。	具体内容に応じて県と協議することとします。
323	要求水準書（案）	○	-	30	2,(3)	建築確認申請（計画通知？）は、民間審査機関での審査でよろしいでしょうか。	質問No.318の回答をご参照ください。
324	要求水準書（案）	○	-	30	2,(3)	各種許認可について、本施設の整備にあたっては開発許可の取得は不要と考えてよろしいでしょうか。	計画内容に基づいた判断となります。
325	要求水準書（案）	○	-	31	1,(3)	施設を利用した開業準備業務前に、施設の引渡しを実施するスケジュールをご検討いただけませんか。	開業準備業務の内容と実施時期に応じて、施設の引き渡し時期をご提案ください。
326	要求水準書（案）	○	-	31	1,(3)	開業準備期間は工事期間に含まれていると見受けられますが、工事目的物の引渡前にスタッフのトレーニング、開館式典やオープニングイベントの実施等、実際に使用することとなり、また、その間の維持管理や火災保険はどうするのか等の対応を考えますと、施設整備期間終了後（引渡後）に施設を利用した開業準備業務を実施することとしていただけませんか。	検討します。
327	要求水準書（案）	○	-	31	1,(4)	建設工事業務における現場代理人及び主任技術者は兼務が認められておりますが、現場代理人及び監理技術者の兼務も認められていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	要求水準書（案）	○	-	31	1,(2),⑤	その他建設業務は、外構設備等、障害者用駐車場、芝生広場の改修等、建物以外の建設業務と考えればよいでしょうか。	その他建設業務を削除します。
329	要求水準書（案）	○	-	31	1,(3)	工事期間が延長された場合、供用開始が遅れ、開館準備業務期間も延長されると考えますが、開館準備業務、維持管理業務、運営業務のサービス対価の変更が伴いますか。	ご理解のとおりです。
330	要求水準書（案）	-	○	31	1,(3)	工事期間が延長された場合、供用開始が遅れ、開館準備業務期間も延長されると考えますが、運営業務に携わるスタッフが雇用済の場合は、開館が遅れても人件費は発生するため、サービス対価の変更が伴う場合は配慮いただきたいと思います。	検討します。
331	要求水準書（案）	○	-	32	5,2,(1),7	「建設業務期間中の各工程において、県が現場立ち会いを求める場合は、これに応じること」とありますが、「事前通知の上」を追加いただきたく存じます。	追記します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
332	要求水準書（案）	○	-	32	5,2,(1),エ	「事業者は工事進捗状況について、県に月1回程度報告を行うほか・・・」とありますが、報告方法はどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	月間および週間定例会議を開催して随時必要事項を報告いただくことを想定しています。詳細は今後の協議によります。
333	要求水準書（案）	○	-	32	2,(1)ア	「建設にあたって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者の責とする」とありますが、関係諸官庁様の方より協議の要望があり、その結果遅延した場合でも事業者の責となりますでしょうか。	協議の上定めます。
334	要求水準書（案）	○	-	33	2,(1),イ	「工事目的物及び工事材料等を火災保険・建設工事保険、その他の保険に付すること。」と記載がございますが、建設工事保険に火災保険と同等の内容が含まれていれば、建設工事保険のみを付せば問題ない理解で宜しいでしょうか。	質問No.164の回答をご参照ください。
335	要求水準書（案）	○	-	33	2,(1),イ	「樹木の伐採・抜根・撤去については、県と協議を行うこと。」とされておりますが、伐採・抜根・撤去が認められない樹木等がございましたらご教示ください。	伐採・抜根・撤去が認められない樹木は現時点で特定していません。
336	要求水準書（案）	○	-	34	2,(1),エ	「騒音や振動が新川文化ホールにおける興行等の実施に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。」とございますが、新川文化ホール管理者の求めに応じる形で休工対応が重なった結果、工期に遅延することとなった場合のリスクは、貴県に負担していただけたと考えてよろしいでしょうか。	原則として工期に影響を与えない範囲での配慮をお願いするものですが、リスク負担についてはご理解の通りです。
337	要求水準書（案）	○	-	34	2,(1),オ(b)	「事業者は、設備、機器、器具等の取扱いに関して、県への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。（取扱説明書、保証書などの提出）」とありますが、試運転の前に関連書類の提出時に説明を実施するという理解でよろしいでしょうか。	説明の時期は協議の上定めます。
338	要求水準書（案）	○	-	36	1,(2)	「～対象とし、供用開始後、円滑に～」とありますが、「～対象とし、施設引き渡し後、円滑に～」の誤りでしょうか。	原案のとおりとします。なお、開業準備業務の開始時期については、要求水準書（案）第6_1（3）業務の期間」に記載のとおりです。
339	要求水準書（案）	○	-	36	1,(3)	開業準備業務の期間について、令和8年5月1日～共用開始日の前日（令和9年7月31日）までと記載がありますが、当該業務の開始日の設定理由がありましたらご教示ください。	開業準備に十分な期間を取り機運醸成に努めることを期待しています。
340	要求水準書（案）	○	-	36	1,(3)	供用開始は8月1日を予定されていますが、開業準備業務を短縮することで、供用開始を早める提案は可能でしょうか。	供用開始は8月1日を想定します。
341	要求水準書（案）	○	-	36	1,(3)	開業準備期間が長いので期間は提案とさせていただきます。	原案のとおりとします。
342	要求水準書（案）	○	-	36	1,(3)	開業準備業務のスタートを早めた場合は早めた時からのサービス対価が発生するとの考えでよろしいですか。	予定価格の範囲内で開業準備業務に必要な費用及び期間をご提案ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
343	要求水準書（案）	○	-	36	1,(3)	開業準備業務開始時にはまだ施設ができておりませんので、隣の新川文化ホールのお部屋等をお借りすることは可能でしょうか。	検討します。
344	要求水準書（案）	○	-	36	1	開館準備業務の責任者、担当者等の配置や体制表等の届け出などの記載がありませんが不要と考えればよいでしょうか。	必要です。修正します。
345	要求水準書（案）	○	-	36	1	開館準備業務の経験や実績は問わないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
346	要求水準書（案）	○	-	36	1,(2)	引き渡しから供用開始までの期間において、開館式典及び内覧会以外で、県民などが敷地内、施設内で本施設等を利用することは無いと考えてよいでしょうか。維持管理、運営の費用積算にあたり、抜けが無いように県のお考えをお伺いしたいと思います。	ご理解のとおりです。
347	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),①	SNSアカウントの開設と情報発信について、対象となるガイドラインをご教示ください。	外部サービスについては、以下の要件を満たすものを選定してください。 ①次のいずれかの認証基準を満たすこと。 ア) ISMAPサービスリストに登録されていること イ) LGWAN-ASPサービスに登録されていること ウ) 提供サービスがISMS27001またはISMS27017認証を受けていること ②利用規約が明示されていること。 ③通信が暗号化されており、443番ポートのみでの通信が可能であること。 また暗号化プロトコルについては常に最新バージョンのものをサポートしていること。 ④ユーザアカウント、パスワード等によるアクセス制限を行っていること、またログイン画面ページURLが暗号化されていること。 ⑤クラウドサービスの適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。メインとなるデータセンターだけではなく、ディザスタリカバリー用のデータセンター等も同様とする。 ⑥契約終了から一定期間内に、アカウント情報やサーバ内に保存される情報が自動的に消去されること。
348	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	パンフレットの作成について、どのような基準でこの部数に決定したのでしょうか。配布先の見立てと内訳をご教示ください。	事業者が使用する部数は提案によります。県が使用する2,000部については、検討の上入札公告時に示します。
349	要求水準書（案）	○	-	37	6.2.(3)	「開館式典及び関連行事を企画」とありますが、どの程度の規模を想定していますでしょうか。規模感によって費用も大きく変わるため想定がありましたらご教示ください。	検討します。
350	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2)②	貴市が広報・PRとして利用するパンフレット2000部及び100部/年の製本・印刷に関する費用負担についてご教示ください。	サービス対価に含まれます。
351	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),①	SNSアカウントの作成について、SNSの種類は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。使用を禁止されているSNS等がございましたら、ご教示ください。	質問No.347の回答をご参照ください。
352	要求水準書（案）	○	-	37	2,(3)	開館式典の想定されている規模感等あればご教示ください。	質問No.349の回答をご参照ください。
353	要求水準書（案）	○	-	37	2(2)①	「事業者は、供用開始12か月前までに本施設のウェブサイトを開設し、広報・宣伝活動を行うこと。」ということですが、仕様については要求水準で定められますでしょうか。	ウェブサイト等の具体的な仕様を定める予定はありません。
354	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	県が望むパンフレットの仕様(A4三つ折り、両面カラー印刷、紙の種類、厚さなど)をお教えください。	提案によります。
355	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	パンフレットは供用開始日までに作成するとあります。一方、県が広報・PR用として使用する場合があります。開館前に広報・PR用に作成するのであれば供用開始日までではなく、県が使用する前までに作成する必要があると考えます。県が使用する時期はいつ頃を想定されていますか。	検討します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
356	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	パンフレットについて、内覧会や開館式典で配布するものは県が使用する2000部に含まれますか。	質問No.348の回答をご参照ください。
357	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	パンフレットについて、県が使用する2000部の配布先、配架先、部数などをお教えください。	質問No.348の回答をご参照ください。
358	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	事業者として供用開始前に広報活動を行うにあたりパンフレットを配布することが想定されます。事業者が使用するパンフレットは県が使用する2000部以外に、必要部数を作成するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),②	パンフレットについて、開館後に館内外で利用者に配布するものは、当該業務ではなくP43の運営業務に含まれますか。	ご理解のとおりです。
360	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),③	開館前の広報に関して、整備進捗状況のプレスリリースを行うためには、設計や建設フェーズで実施する必要があると考えます。開館準備業務が令和8年5月1日からですが、それよりかなり前に業務が発生すると考えてよいでしょうか。	「要求水準書（案）第6_1(3)業務の期間」に記載のとおり、開業準備業務の開始時期を早める提案は可能です。
361	要求水準書（案）	○	-	37	2,(2),③	開館前の広報に関して、県の広報課を通じての県政記者クラブへの情報提供を行う場合は、県の協力が得られると考えてよいでしょうか。あるいは県の業務と考えればよいでしょうか。	県が協力します。
362	要求水準書（案）	○	-	37	2,(3)	県が考える開館式典の規模や内容に沿った予算を計上されないと県が困ることが想定されます。県の考える開館式典が実施できるよう、予算を検討できる材料（式典の仕様や参考事例など）または、概算予算額などをお教えください。	質問No.349の回答をご参照ください。
363	要求水準書（案）	○	-	37	2,(5)	開業に向けたイベントですが、県とSPCが共催することは想定されますか。あるいはここで記載されているイベントは事業者のみで開催するものでしょうか。	開館式典は県との共催とする予定です。
364	要求水準書（案）	○	-	37	2,(5)	本施設の開業にあたり県が主体となり取り組む広報やイベントとの記載があります。提案にあたり重複しないようにするため、県主体とSPC主体の区分や役割分担の考え方を教えてください。	協議の上定めます。
365	要求水準書（案）	○	-	37	2,(5)	本施設の開業にあたり県が主体となり取り組む広報やイベントとの記載があります。提案にあたり重複しないようにするため、県が主体となり取り組む広報内容（時期、内容、回数など）をお教えください。	現時点で具体的な計画や想定はありません。
366	要求水準書（案）	○	-	37	2,(5)	本施設の開業にあたり県が主体となり取り組む広報やイベントとの記載があります。提案にあたり重複しないようにするため、県が主体となり取り組むイベント内容（時期、内容、回数など）をお教えください。	現時点で具体的な計画や想定はありません。
367	要求水準書（案）	○	-	38	2,(4)	開業準備期間中の本施設の維持管理について、本施設の引渡しから供用開始までの間との記載がありますが、本施設の引渡しを前倒した場合に発生するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	要求水準書（案）	○	-	39	1,(2)	業務区分に、プログラム・イベントの提供がありませんが⑦その他業務に含まれますか。	⑤こどもの遊びの場の提供に係る業務に含まれます。
369	要求水準書（案）	○	-	39	1,(2)	業務区分に、子育て支援に関する業務の提供がありませんが⑦その他業務に含まれますか。	業務区分を修正します。
370	要求水準書（案）	○	-	39	1,(2)	業務区分に、地域との連携等に関する業務の提供がありませんが⑦その他業務に含まれますか。	業務区分を修正します。
371	要求水準書（案）	○	-	39	1	県職員の常駐は想定されていますでしょうか。県の人員体制につき、それぞれの部門の人数は概算でも示される予定でしょうか。	質問No.228の回答をご参照ください。
372	要求水準書（案）	○	-	39	1	本業務に対しての運営に関する提案では事業者の創意工夫に任されている面が大であると考える。そこは事業主旨を踏まえ賛同いたしますが、一方で少なく見積もることのできるため、事業費のうち事業者の収入以外の、サービス対価で見込む部分の費用目安をご提示いただければと思います。	質問No.57の回答をご参照ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
373	要求水準書（案）	○	-	39	2(1)	「提案にあたっては、最低 8 時間／日の開館時間を確保すること。」とありますが、想定している出勤時間をご教示いただけますでしょうか。始業・終業時間を含め提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書に示す開館時間とは、職員の勤務時間ではなく利用者の用に供する時間です。
374	要求水準書（案）	○	-	40	1,(4)	運營業務責任者及び各種責任者の具体的要件は特に定めておりませんが、業務が円滑に進む体制がとれれば、常駐、非常駐も含めて提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	要求水準書（案）	○	-	41	7,2,(3)	「出産・子育て支援ポイント制度(仮称)」とは、どのようなものでしょうか。ご教示ください。	保育サービス等の利用券「とやまっ子 子育て応援券」及び県内市町村が実施する「出産・子育て応援交付金事業」を統合し、新たに、子育て支援サービスや育児用品の購入が可能となる電子ポイントを配布する制度です。店頭にQRコードを設置いただき、利用者の携帯端末から決済を行います。
376	要求水準書（案）	○	-	41	3,(1),①	マイナンバーカード活用策の検討中の現状、個人情報保護並びにシステム内容が不確定であるかと考えます。必要なシステム設置等については別途とさせていただきます、決定次第双方協議のうえ内容を確定するという事をお願い出来ませんかでしょうか。	入札公告時に示します。
377	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3)	「出産・子育て支援ポイント制度（仮称）」とは、どのような制度でしょうか。	質問No.375の回答をご参照ください。
378	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3)	「出産・子育て支援ポイント制度（仮称）」についてご教示ください。	質問No.375の回答をご参照ください。
379	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3)	「出産・子育て支援ポイント制度（仮称）」の利用を可とするとありますが、どのような制度なのかお教えください。（運用にあたり、どのような作業負荷が発生するのかを把握するため）	質問No.375の回答をご参照ください。
380	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3)	「出産・子育て支援ポイント制度（仮称）」の利用を可とするにあたり、必要な機材、サービスを行うための使用料などがあればお教えください。	必要な機材はございませんが、事業者登録及び利用実績の確認のためインターネット環境が必要となります。また、現在のところ使用料を徴収する予定はございません。
381	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3),②	料金設定にあたっては、プログラム等に必要となる材料費の実費負担程度とするとありますが、講師への謝礼や交通費など材料費以外の経費は運營業務のサービス対価に含むと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3),③	視察受入の定義（対象者、目的など）をお教えください。	視察受入の定義はありませんが、他自治体の職員や民間事業者等から多様な目的で視察要請があるものと想定しています。
383	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3),③	視察受入に関する料金は、事業者の利用料金収入になりますか。	ご理解のとおりです。
384	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3),③	視察受入の料金について、他自治体の職員や学生、県内宿泊者は無料とするなど、とありますが、県内宿泊者が提示されている理由をお教えください。（日帰りでの視察は含まないという理由も含めて）	宿泊等、県内での消費に貢献いただいた方は減免するという一例であり、条件付けするものではありません。
385	要求水準書（案）	○	-	41	2,(3),②	幼稚園、保育園、小学校などの団体利用において創作プログラムなどを提供する場合、材料などの費用はサービス対価に含み、利用者から徴収しないという考えでよいでしょうか。あるいは、団体利用でも実費相当+αを徴収するという考えでしょうか。	団体利用時のプログラム実施においても実費相当を徴収することを想定します。
386	要求水準書（案）	○	-	42	3,(1),①	「サービス提供の水準を維持・向上するために、配置職員については、必要な研修を行った上で業務に従事させること。」及び「マイナンバーカードを活用した入退館管理システムの導入」について、デジタル庁の最新の回答では「マイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続以外で利用することはできません。」とされています。今後の導入可能性についての検討はわかりませんが、それに伴う配置職員の選定、運用・取扱いに必要な研修及び費用等の見立ては困難であると思うのですが、見解をご教示ください。	入札公告時に示します。なお、マイナンバーの利用についてはご理解のとおりですが、マイナンバーカードの利活用については幅広く検討されています。
387	要求水準書（案）	○	-	42	3,(1),①	マイナンバーカードを活用した入退館管理システムの導入などありますが、どのようなシステムか概要等がわかる資料をお示しください。	入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
388	要求水準書（案）	○	-	42	3,(1),①	こどもは無料との方針であり、無料来館者がかなりの人数になると想定されますが、無料来館者数や属性の把握について、求められる水準など県のお考えをお教えてください。	検討します。
389	要求水準書（案）	○	-	42	3,(1),①	無料来館者を含めた利用者数の把握のためのセンサーやシステム等を導入するにあたり、イニシャルは設計建設業務に含み、ランニングは維持管理業務に含むと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
390	要求水準書（案）	○	-	42	3,(1),②	予約の対象は、プログラムやイベントの一部（定員があるもの、料金等の徴収があるものなど）、備品等の貸出し、団体利用を想定すればよいでしょうか。	「要求水準書（案）別紙8 予約受付・利用方法」に記載のとおりです。
391	要求水準書（案）	○	-	42	3,(1),②	創作スペース、工房、多目的室などを時間単位半日/1日単位などで専有貸出することは想定されていますか。	要求水準を妨げないこと、新川文化ホールとの機能分担を図ることを前提に提案を認めます。
392	要求水準書（案）	○	-	43	3,(5),①,イ	「こどもが家ではできない本格的な創作活動ができるよう～」について、「可能な限り自由に」という文脈から、安全な利用環境の担保が大きな課題かと思えます。つきましては、安全を担保できる廃材や工具の想定(内訳)をご教示ください。	ご提案ください。
393	要求水準書（案）	○	-	43	3,(4),②	「県が使用するパンフレットを100部/年とそのデータを用意すること。」とございますが、パンフレットのデータについては最低でも年1回は更新することを求められているということでしょうか。	パンフレットのデータ更新については、必要に応じて実施するものとし、データ更新がなかった年においては、データ提供は不要とします。
394	要求水準書（案）	○	-	43	3,(4),②	開館後のパンフレットは、開館準備中に作成するパンフレットと比べて、利用方法等を記載するなど内容が増えると考えてよいでしょうか。	提案によります。
395	要求水準書（案）	○	-	43	3,(4),②	県が望む開館後のパンフレットの仕様(A4両面カラー4ページ(A3二つ折り)、紙の種類、厚さなど)をお教えてください。	提案によります。
396	要求水準書（案）	○	-	43	3,(4),②	県が使用するパンフレット100部/年とありますが、配布先、用途などをお教えてください。	検討の上入札公告時に示します。
397	要求水準書（案）	○	-	43	3,(4),②	館内で利用者（基本計画では初年度に10万人想定）に配布するパンフレットは、県が使用する100部以外に制作し配布することでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	要求水準書（案）	○	-	43	3,(4),②	パンフレットやイベントチラシ等を、県内や市内の公共施設等に配架したり、県内や市内の小学生等に学校を通じて配布するなどが想定されます。サービス対価の積算において、県が想定している年間のパンフレット、イベントなどの制作数をお教えてください。	現時点で想定するものではありません。今後検討します。
399	要求水準書（案）	○	-	44	②	新川子ども施設のイベント企画の策定や実施に連携・協力していく用意があります。	提案によります。
400	要求水準書（案）	○	-	44	7,3,(5),①,イ	施設の魅力維持向上の為、計画的に遊具の更新を図るとあるが、費用は全て事業者負担となるのか、修繕は100万円未満が事業者、100万円以上は県の負担とある（P59）	「要求水準書（案）第8_2(8)②要求水準」6ポツ目の「修繕」2か所をいずれも「修繕・更新」に修正します。
401	要求水準書（案）	○	-	44	3,(5),②,ア	「（例 目で楽しむコンサート、感情を自由に表現するワークショップ等を企画し、開催すること。」と具体的な事業名が記載されていますが、記載にあたる上で参考にした事例をご教示ください。	国内の類似事例を参考としています。
402	要求水準書（案）	○	-	44	3,(5),②,イ	「（例 影絵ワークショップ、デジタル機器によるインタラクティブアートイベント等を企画し、開催すること。」と具体的な事業名が記載されていますが、記載にあたる上で参考にした事例をご教示ください。	国内の類似事例を参考としています。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
403	要求水準書（案）	○	-	44	3,(5),②,イ	「デジタル機器によるインタラクティブアートイベント等を企画し、開催すること。」について、本事業に使用するデジタル機器はサービス対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	要求水準書（案）		-	44	2,(5),①,エ	計画的に遊具の更新を図ることとありますが、提案する更新計画の承認により、都度予算を計上していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	質問No.400の回答をご参照ください。
405	要求水準書（案）		-	44	3,(5),②,ア	土日祝日及び長期休暇期間にイベントやプログラムを実施することとありますが、付帯事業の教室などと連携し、有料とする事も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
406	要求水準書（案）	○	-	44	3,(5),①	遊具の設置は設計建設業務であり、点検と修繕は維持管理業務ですが、遊具の更新は運営業務でしょうか、維持管理業務でしょうか。	質問No.400の回答をご参照ください。
407	要求水準書（案）	○	-	45	3,(7),①	保育施設や幼稚園、小学校等の園外保育や遠足の受入にあたり、自由利用、何らかの団体向けのプログラムを提供、のいずれを想定されていますか。	提案によります。
408	要求水準書（案）	○	-	45	2,(7),①	積極的なアウトリーチ活動を期待する。とありますが、アウトリーチでイベントなどのプログラムを実施するための経費はサービス対価として予算計上されていますか。	入札公告時に示す予定価格を鑑みて具体的な業務内容を提案してください。
409	要求水準書（案）	○	-	45	2,(7),①	積極的なアウトリーチ活動を期待する。とありますが、アウトリーチでイベントなどを実施する場合、スタッフが運搬等に使用する車両を施設として所有することが一般的ですが、車両の保有は可能でしょうか。また、運営事業のサービス対価として予算計上されていますか。	入札公告時に示す予定価格を鑑みて具体的な業務内容を提案してください。
410	要求水準書（案）	○	-	45	2,(7),①	近隣の中学生・高校生や大学生、近隣住民等によるボランティア活動を積極的に受け入れることとあります。ボランティア活動の経費として、ユニフォーム（ベストなど）、交通費等の謝礼、保険などが想定されますが、すべてサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。また、運営事業のサービス対価として予算計上されていますか。	入札公告時に示す予定価格を鑑みて具体的な業務内容を提案してください。
411	要求水準書（案）	○	-	45	2,(7),①	ボランティア活動に対する交通費等の謝礼について、県の類似施設である富山県子どもみらい館、その他の施設で支払われている交通費等の謝礼単価をお教えてください。	謝礼単価について、定まったものではありません。
412	要求水準書（案）		-	46	3,(7),③	県が主体となり取り組む広報やイベント等に協力することとありますが、逆に本施設のイベントや広報にも協力頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	要求水準書（案）	○	-	47	2,(9),③	「災害時初動対応実施体制」及び「災害時初動対応マニュアル」については、指定管理者の業務として災害時の利用者の安全を確保することを目的として作成し、大規模災害時には県の指示に従い対応するという事でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
414	要求水準書（案）	○	-	47	2,(9),③	本施設が、大規模災害発生時に避難所や災害応急拠点施設として運用されることはないという理解でよいでしょうか。また、運用される場合は県が運用するという理解でよいでしょうか。	本施設を大規模災害発生時に避難所や災害応急拠点施設として運用することは考えておりません。
415	要求水準書（案）	○	-	48	1,(4)	維持管理業務責任者及び各種責任者の具体的要件は特に定めておりませんが、業務が円滑に進む体制がとれば、常駐、非常駐も含めて提案に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
416	要求水準書（案）	○	-	48	1,(3)	長期修繕計画書は、いつまでに提出する必要がありますか。	入札公告時に示します。
417	要求水準書（案）	○	-	48	1,(3)	大規模修繕については維持管理業務に含まないが、事業提案として長期修繕計画の提出を受けるとありますが、長期修繕計画は大規模修繕を含むものと考えればよいでしょうか。また、計画期間は何年間でしょうか。	質問No.416の回答をご参照ください。
418	要求水準書（案）	○	-	50	2,(1),①,エ	修繕更新はサービス購入費と考えてよろしいでしょうか。	100万円未満のものについてはご理解のとおりです。
419	要求水準書（案）	○	-	50	2,(1),①,エ	「～必要に応じて事業者が実施する」とありますが、事業者負担でないかご確認をお願いします。又100万円は小規模修繕の範囲ではないと認識します。ご教示ください。	事業者が実施する修繕更新はサービス対価の対象となります。後段については原案とおりとします。
420	要求水準書（案）	○	-	50	2,(1),①,エ	修繕・更新の1件の範囲は単体の機器及びその機器に付属する部品とし、劣化等にて同一機器等を同一時期に交換する場合は、すべての機器を1件に含むという認識でよろしいでしょうか。	修繕・更新の単位は協議の上定めます。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
421	要求水準書（案）	○		50	2,②	災害時の避難所等対応は想定されていますか？想定される場合の備蓄品などはどのように考えればいいですか？	質問No.414の回答をご参照ください。
422	要求水準書（案）	○	-	50	2,(1),エ	「1件」という記載主旨をご教示ください。	質問No.420の回答をご参照ください。
423	要求水準書（案）	○	-	50	2,(1),エ	見積もり範囲を想定する為に「1件」とみなす具体的事例をいくつかご教示ください。	質問No.420の回答をご参照ください。
424	要求水準書（案）	○	-	50	2,(1),①,オ	緊急修繕業務における費用負担について、事業者負担となる範囲は「エ 修繕・更新」と同様に、1件当たり100万円（税込）未満となるのでしょうか。それとも、別途設定される基準等に基づくものなのでしょうか。	入札公告時に示します。
425	要求水準書（案）	○	-	52	2,(2),①,オ	建築設備保守管理業務において、修繕・更新にあたっては「長期修繕計画書」に基づき、とされておりますが、本計画書に基づき修繕・更新業務を実施する場合でも、1件当たり100万円（税込）以上の業務は、別途貴県に費用をご負担いただける（入札価格を構成しない）と考えてよろしいのでしょうか。	「長期修繕計画に基づき」を「年度業務計画書に基づき」に修正します。
426	要求水準書（案）	○	-	52	2,(2),①	オ修繕・更新について、長期修繕計画書に基づき修繕・更新を行うこととありますが、P48に記載の維持管理業務期間全般にわたる業務計画書、P49に記載の年度業務計画書に基づき修繕・更新を行うのではないのでしょうか。	質問No.425の回答をご参照ください。
427	要求水準書（案）	○	-	52	2,(2),①	オ修繕・更新について、長期修繕計画書に基づき修繕・更新を行うこととありますが、建築設備の修繕更新のみが長期修繕計画の対象と考えてよいのでしょうか。外構、遊具、備品等の事業期間中の修繕計画、更新計画は含まないという理解でよいのでしょうか。	質問No.425の回答をご参照ください。
428	要求水準書（案）	○	-	53	2,(3),②	什器・備品等の保守管理範囲について、事業者側で準備したすべての什器備品が対象との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	要求水準書（案）	○	-	53	2,(3),③	不具合等が生じた備品等については随時、修繕・更新を行うとありますが、備品の追加は維持管理業務に含まないという理解でよいのでしょうか。	質問No.236の回答をご参照ください。
430	要求水準書（案）	○	-	54	(4),②	新川子ども施設が整備されることにより、新川文化ホール指定管理業務において、新たに追加となる費用（ごみ収集費用、警備費用など）が発生した場合は、その費用は富山県、PFI事業者のどちらが追加負担するのですか。	PFI事業者が負担することはありません。
431	要求水準書（案）	○	-	54	2,(4),③,ア	積雪期の利用可否など、安全上の観点から事業者にて閉鎖の判断をすることが可能となりますでしょうか？	屋内については原則として通年で遊び場を提供することを想定しています。ただし屋外の閉鎖など部分的な閉鎖は考えられます。詳細は協議の上定めます。
432	要求水準書（案）	○	-	54	8,2,(4),③,カ	積雪期の除雪業務については新川文化ホール業務とのすみ分けは有るのでしょうか。	本事業の対象地内はPFI事業者の業務範囲です。既存駐車場など本事業の対象地外は新川文化ホール指定管理業務の業務範囲です。
433	要求水準書（案）	○	-	54	8,2,(4),③,キ	植栽の維持管理業務は芝生広場全体の植生管理という意味でしょうか。	芝生広場のみに限らず、本事業の事業用地に含まれるすべての植栽を指します。
434	要求水準書（案）	○	-	54	2,(4),②	駐車場の保守管理業務の対象範囲は、本施設の整備に合わせて新たに整備する駐車場を対象とありますが、障害者用駐車場を指しますか。	基本的にはご理解のとおりですが、事業者提案により障害者用駐車場以外の駐車場も整備される場合は、当該駐車場も含まれます。
435	要求水準書（案）	○	-	55	2,(4),③,カ	車輛や人の通行に支障がないように除雪並びに凍結防止策をおこなう事とありますが、サービス購入費でよろしかったでしょうか。単独施設の長期間の除雪管理は想定が困難となります。融雪装置などの提案という認識でよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、現状の新川文化ホールのプロムナード付近においては除雪機による除雪を行っていることから、本事業においても同等手法による除雪を想定していますが、融雪装置の提案も可です。
436	要求水準書（案）	-	-	55	2,(4),③,カ	除雪車を想定する必要はありますでしょうか。文化ホールの駐車場と連携して除雪するなど想定されていますでしょうか。ご教示ください。	質問No.432・435の回答をご参照ください。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
437	要求水準書（案）	-	○	56	2,(6),②	こどもが嘔吐した場合などには特別清掃や消毒が必要になると考えられます。こども施設においてはかなりの頻度で発生しますが、サービス対価として予算を計上いただくとともに、要求水準で業務を定めることが望ましいと考えます。	要求水準書での記載は検討します。入札公告時に示す予定価格を鑑みて具体的な業務内容を提案してください。
438	要求水準書（案）	-	○	56	2,(6),②	体を動かして遊ぶ空間、遊具を設置するため、遊具の日常清掃、定期清掃について、サービス対価として予算を計上いただくとともに、要求水準で業務を定めることが望ましいと考えます。	遊具の日常清掃、定期清掃は維持管理業務の清掃業務に含みます。
439	要求水準書（案）	○	-	58	2,(7),②	24時間365日警備を行うとありますが、建物内は開館時間外は機械警備のみ、開館時間中は警備員が常駐する有人警備と考えればよいでしょうか。	警備方法は要求水準を踏まえご提案ください。
440	要求水準書（案）	○	-	58	2,(1),②	24時間365日警備を行うとありますが、当該敷地内で建物外のスペースについての要求条件をお教えください。	質問No.439の回答をご参照ください。
441	要求水準書（案）	○	-	59	2(8)	遊具管理業務において「事業者が実施する範囲は、1件あたり100万円（税込）未満の小規模修繕とする。それ以上の修繕については県が自らの負担で実施する。」とありますが遊具の管理において100万円弱は小規模修繕とはいえないと考えられますので事業費の無理のない算出の観点から、額を変更いただくことはできませんでしょうか。もしくは年間の修繕の上限額などを定めてそれを超える費用を負担としていただければと考えます。	原案のとおりとします。
442	要求水準書（案）	○	-	60	2,(1),①	事業統括責任者について、事業の段階に応じて最も内容を把握している者がその任に当たることが最適であるため、例えば、施設整備段階では建設企業から、維持管理運営段階では運営企業から事業統括責任者を選任することは可能であると理解してよろしいでしょうか。	事業統括責任者を施設整備段階と維持管理運営段階において変更することについて認める予定ですが、具体的には入札公告時に示します。
443	要求水準書（案）	-	-	60	2,(1),①	プロジェクトマネジメント業務で、事業統括責任者を配置するとありますが、本施設に常駐は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	要求水準書（案）	○	-	60	2,(1),②	事業者は代表企業、構成企業及び協力企業との役割・業務分担を明確化とありますが、ここでの事業者はSPCを指すとする、プロジェクトマネジメント業務はSPCが自ら行うということでしょうか。もしくはプロジェクトマネジメント業務を委託する企業が行うことは可能でしょうか。	統括管理業務を委託することは可能です。統括管理業務を実施する企業は代表企業もしくは構成企業とする予定です。具体的には入札公告時に示します。
445	要求水準書（案）	○	-	60	2,(1),②	プロジェクトマネジメント業務をSPCから委託できるとした場合、委託先は代表企業である必要はなく、構成員でもよいでしょうか。	質問No.444の回答をご参照ください。
446	要求水準書（案）	○	-	60	2,(1),①	プロジェクトマネジメント業務をSPCから委託できるとした場合、事業統括責任者は、プロジェクトマネジメント業務の委託先の職員でもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	要求水準書（案）	○	-	60	2,(1),①	「本事業全体を統括する責任者として、事業統括責任者を配置すること。」とありますがそれぞれの業務段階に応じて「施設整備」／「運営維持管理」期間それぞれでの変更などは提案によるものと考えてよろしいでしょうか	質問No.442の回答をご参照ください。
448	要求水準書（案）	○	-	60	2,(1),①	事業統括責任者は、供用開始後も施設に常駐する必要はないという理解でよいでしょうか。	質問No.443の回答をご参照ください。
449	要求水準書（案）	○	-	61	2,(1),②	事業統括責任者を変更する場合は、実施体制図を変更して提出すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
450	要求水準書（案）	○	-	62	1,(2),③,7	株主総会の決議後の議事録作成には回付押印等時間がかかる場合もあり、「10営業日以内」に提出が間に合わない場合がございます。提出期限を「15～20日営業日程度」以内に変更していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
451	要求水準書（案）	○	-	62	1,(2),③,7	取締役会の決議後の議事録作成には回付押印等時間がかかる場合もあり、「10営業日以内」に提出が間に合わない場合がございます。提出期限を「15～20日営業日程度」以内に変更していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
452	要求水準書（案）	○	-	62	1,(2),④,ア	計算書類は株主総会の承認をもって正式に決定されます。その為、当該「承認」を意味する議事録作成には回付押印等時間がかかる場合もあり、「10営業日以内」に提出が間に合わない場合がございます。提出期限を「15～20日営業日程度」以内に変更していただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
453	要求水準書（案）	○	-	62	2,(2)④ア	「会社法第435条第2項に定める計算書類（公認会計士による監査済計算書類）」を提出すること、となっておりますが、「公認会計士又は同等の能力を有する者による監査済計算書類」としていただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
454	要求水準書（案）	○	-	62	2,(2),③,イ	「取締役会を設置している場合には」とありますが、事業者（SPC）は取締役会非設置会社でも良いということでしょうか。	取締役会の設置は必須とします。「取締役会を設置している場合には」を削除します。
455	要求水準書（案）	○	-	62	2,(2),③,イ	取締役会の資料や議事録まで県に提出する必要があるのでしょうか。	入札公告時に示します。
456	要求水準書（案）	○	-	62	2,(2),④,ア	臨時株主総会で決算等に関する議決を行っていない場合は計算書類等の提出は不要と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
457	要求水準書（案）	○	-	62	2,(2),①	長期収支計画において、付帯事業の収支は不要でしょうか。必要な場合、付帯事業を運営企業などに任せるケースも想定されるため、別紙で作成してもよいでしょうか。	入札公告時に示します。
458	要求水準書（案）	○	-	62	2,(2),②	開業準備費の内訳書は作成不要という理解でよいでしょうか。	開業準備費の内訳書も作成してください。期日は入札公告時に示します。
459	要求水準書（案）	○	-	64	2,(1)③	「その他付帯事業業務」とありますが、どのようなものを想定されていますでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりです。
460	要求水準書（案）	○	-	64	2,(2)	事業者で料金を設定する場合、条例等で上限を定めず自由に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
461	要求水準書（案）	○	-	64	2(1)②	付帯事業業務の中に「教室等運営業務」とありますが、光熱水費を別に換算することが難しいこともありますが、必ず別途必要でしょうか。	入札公告時に示します。
462	要求水準書（案）	○	-	64	2(1)②	各種プログラムにて年間定期的に行う事業については、「教室等運営業務」にははならないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。付帯事業業務における「教室等運営業務」は要求水準書（案）当該箇所に記載のとおり月謝等の定期的な受講料を収受するものとします。
463	要求水準書（案）	○	-	64	2,(2)	「事業者は、料金を設定し、付帯事業業務から得られる収入を自らの収入とすることができる。」とございますが、付帯事業の事業主体が代表企業又は構成企業である場合、本収入は代表企業又は構成企業が直接収入として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
464	要求水準書（案）	○	-	64	1	付帯業務については事業者側のリスクが大きく、提案にあたり検討の期間も必要な内容であることから、事業者選定における採点基準、配点割合などを早期にお示しいただければと考えます。	入札公告時に示します。
465	要求水準書（案）	○	-	64	2,(1),①	アの場合、付帯事業を実施する者（事業者等）が負担する施設整備費には、床壁天井の仕上げ、給排水の一次側設備の設置、電気コンセントの設置、水光熱費を測定する個メーターの設置は含まない（設計建設業務に含む）という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	要求水準書（案）	○	-	64	2,(1),①	イの場合、付帯事業を実施する者（事業者等）が負担する施設整備費には、床壁天井の仕上げ及び間仕切り、作り付けのカウンター造作、給排水の一次側設備及びシンクなどの設置、電気コンセントの設置、換気扇等の設備、水光熱費を測定する個メーターの設置、サインは含まない（設計建設業務に含む）。という理解でよいでしょうか。事業者が負担する施設設備は、冷蔵庫やコンロの設置、レジなど工事を伴わないものという理解でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は協議の上定めます。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
467	要求水準書（案）	○	-	64	2,(1),①	イの場合、付帯事業を実施する者（事業者等）が負担する維持管理費は、事業者が設置したものの維持管理であり、設計建設業務にて整備した床壁天井や設備等の維持管理は含まない（維持管理業務に含む）という理解でよいでしょうか。清掃、警備などは、施設に一体のものとして維持管理業務に含むと考えてよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は協議の上定めます。
468	要求水準書（案）	○	-	64	2,(2)	独立採算により運営することとありますが、飲食提供の事業により得られる収入・売上で、事業を実施するための経費・費用（人件費、材料等原価、水光熱費、レジやPCや電話などの費用、備品什器等の費用）を賄うことを独立採算の定義と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。その他、第三者に転貸する場合等も含まれます。
469	要求水準書（案）	○	-	64	2(2)	「事業者は（中略）使用料を県に支払う。」とありますが、一定の公共機能の補完であることを鑑み、完全な専有面積、例えば什器の面積等を必要なスペースとして積算することにはしていただけないでしょうか。	提案を踏まえ協議の上定めます。
470	要求水準書（案）	○	-	64	2	付帯事業は収支リスクが伴うため、SPCではなく運営企業が実施することでもよいでしょうか。その場合、SPCの収支には付帯事業の収入、支出は計上されないということで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
471	要求水準書（案）	○	-	64	2,(1),②	教室等運営業務として、第三者にスペースを貸し出し、教室等の事業を実施してもらうことは可能でしょうか。その場合、使用料相当額+光熱費+αを第三者から徴収し、県に使用料を支払うことで良いでしょうか。	「要求水準書（案）第10_2(2)基本事項」に記載のとおり、教室等運営業務を第三者に業務委託又は転貸することは可能です。
472	要求水準書（案）	○	-	64	2,(1),①	運営のサービス対価の業務として、屋外イベントを企画実施し、当該イベントの一要素としてキッチンカー事業者を招へいした場合、キッチンカー事業者から出店料を徴収し、県に支払う使用料、水光熱費、清掃費+αを賄うことは問題ないでしょうか。	可能です。詳細は協議の上定めます。
473	要求水準書（案）	○	-	65	10,2,(2)	付帯事業について、外構の一部を活用して仮設店舗や、独立した建物を設置した場合、事業期間終了までに事業者の負担で撤去し、現状復旧を行う必要があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
474	要求水準書（案）	○	-	65	2,(2)	「借地料は別途県が定める」とありますが、落札後に決定する場合、提案時の収支計画と実際の収支に乖離が生まれてしまうため、入札公告時に借地料の金額を明示していただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
475	要求水準書（案）	○	-	65	2,(2)	目的外使用を行う場合の富山県行政財産の使用料に関する条例で定める使用料について、使用料の決定が運営開始時となると提案時の収支計画と実際の収支が合わなくなる事象が生じるため（他案件で「当該建物の価格」「当該土地の価格」が提案時より3倍程度上昇したことがありました）、当該建物の価格および当該土地の価格をご教示ください。	入札公告時に示します。
476	要求水準書（案）	○	-	65	2,(3)	「駐車場を新たに設置する場合は」とございますが、本事業用地内への駐車場の新規整備は付帯事業としての整備に限られ、その整備費用を入札価格に含むことはできないということでしょうか。	「駐車場を新たに設置する場合は」を「小規模な店舗等付帯事業業務専用の駐車場を新たに設置する場合は」に修正します。
477	要求水準書（案）	○	-	65	2,(3)	「駐車場を新たに設置する場合は」とございますが、本規定に基づいて駐車場を整備した場合、利用者から駐車料金を徴収するか否かについては、事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	質問No.476の回答に記載する「小規模な店舗等付帯事業業務専用の駐車場」に限っては、ご理解のとおりです。
478	要求水準書（案）	○	-	65	2(2)	「事業者は 富山県 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月25日富山県条例第13号）で定める使用料を県に支払う。」とありますが、面積の積算の考え方をご教示ください。	協議の上定めます。
479	要求水準書（案）	○	-	65	2(2)	「事業者は（中略）使用料を県に支払う。」とありますが、大きな収入が見込める施設ではないこと、公共機能の補完であることを鑑み、利用料の減免を考えていただけないでしょうか。	現時点における利用料の減免は想定していませんが、今後協議の上定めます。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
480	要求水準書（案）	○	-	65	2,(2)	付帯事業の使用料を試算するために、土地の価格、土地の面積などの情報をお教えください。	入札公告時に示します。
481	要求水準書（案）	○	-	65	2,(2)	付帯事業の使用料額が大きく、付帯事業を提案しにくいと、何らかの減免措置は講じていただけないでしょうか。	質問No.479の回答を参照ください。
482	要求水準書（案）	○	-	66	2(4)	「その他本事業の目的との適合の観点でふさわしくない施設」とありますが、その判断主体および時期をご教示ください。	提案を受けた段階で県が判断します。
483	要求水準書（案）	○		18, 19	3,1,(5),(6)	屋外遊戯施設は提案によるとあるが、構造、広さ等の制限はあるか	要求水準を満たす限りにおいて制限はありません。
484	要求水準書（案）		-	43, 44	3,(4),② 3,(5),②A	パンフレット等を作成した場合、県の承認を得る事となっておりますが、実施するイベントやプログラムのチラシや内容について事前に県の承認を受ける必要はございますでしょうか。	イベントやプログラムのチラシや内容について事前に県の承認は必要ありません。
485	要求水準書（案）	○	-			新川文化ホール指定管理者と維持管理・運営面で一定の連携が必要と考えるが、必ず必要とされる連携事項の範囲をご教授ください。	「要求水準書（案）第7_3(7)②周辺施設との連携」に記載のとおりです。
486	要求水準書（案）	○	-		7.1.(6)	年次報告書については、4月末だと企業決算が確定しないため「翌年度の5月末までに県に提出」と変更いただけないでしょうか。	各業務の報告書はSPCの決算報告とは別のため、4月末に提出いただけるものと考えますが、今後協議の上定めます。
487	別紙10		○	1	屋外利用実績	工事期間や供用開始後も、新川文化ホール利用団体等による芝生広場等の利用については、優先的に無償で行う必要がありますか。	入札公告時に示します。
488	別紙10	-	○			令和4年度及び令和5年度の実績並びに令和6年度の予定をご提示いただいておりますが、それぞれのイベントにおいて使用した屋外の範囲・面積等について、ご教示いただけますでしょうか。	範囲は別紙10の場所をご覧ください。なお、それぞれの面積はミラージュプラザ2,356㎡、イベント広場6,500㎡、文化の森6,978㎡です。
489	別紙10	-	○			ご提示いただいている屋外の利用実績について、今後も定期的な実施が見込まれるイベント等がございましたら、イベント名と開催頻度等をご教示いただけますでしょうか。	現時点で確定しているものではありません。
490	別紙10	-	○	1		各イベントの年間の利用者数についてご教示ください。	屋外イベントの利用実績については、利用日数のみ把握しており、利用者数は把握していません。
491	別紙10	-	○	1		新川文化ホールで実施している文化教室の利用者数についてご教示ください。	令和5年度現在、34の文化教室があり、年間で約1,200回開催見込みですが、利用者数は把握していません。
492	別紙10	○	-	1	屋外利用実績	芝生広場等の利用計画を検討するタイミングを設定するため、新川文化ホールの利用申込受付のタイミングを教えてください。	現在は、利用希望月の1年前の月の月末に利用希望者で抽選を行っており、抽選終了後も予約が埋まっていない日については電話等で申込み順に受け付けています。本事業実施における対応については協議の上定めます。
493	別紙3-3	-	○			既存施設の雨水排水先はボックスカルパートからの角川への直接放流との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
494	別紙3-3	-	○			既存施設の雨水排水の雨水流出抑制施設(オリフィスや貯留槽)の有無やその仕様についてご教示ください。	入札公告時に示します。
495	別紙4-2	-	○	1		地質調査結果に建設予定地とありますが、調査用の仮設定と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
496	別紙6	-	○	1		電波障害につきまして、平成6年に協定を締結したとありますが、どのような内容でしょうか。	文化ホール設置者である富山県知事と魚津市長、魚津市宮津大光寺大海寺野地区テレビ受信障害者代表の3者により、文化ホール建設に伴うテレビ受信障害対策として、共同受信アンテナ方式によるテレビ共同受信施設を設置することを取り交わしています。
497	別紙7	○	○	1	創作スペース 工房	「工作道具類、材料一式」とありますが、内容はどのようなものを想定しているかご教示ください。	提案によります。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
498	別紙7	○	○	1	創作スペース 工房	「3Dプリンター」の使用にあたる人材の資格及び実績要件をご教示ください。	想定している資格及び実績要件はありません。 なお質問No235の回答も併せてご参照ください。
499	別紙7	○	○	1	創作スペース 工房	「3Dプリンター」の用途について、現時点での想定があればご教示ください。	現時点での想定はありません。必要に応じてご提案下さい。 なお質問No235の回答も併せてご参照ください。
500	別紙7	-	○	2		多目的室及びワークショップ室に「タブレット、ズーム会議用カメラ等一式」との記載がございます。このズーム会議は、Zoomビデオコミュニケーションズ社が提供するWeb会議サービス「Zoom」を指していると理解しておりますが、貴県においてはWeb会議は「Zoom」が標準であり、その他のアプリケーションは非対応ということでしょうか。本事業の実施にあたり、「Zoom」以外のオンライン会議システムを採用してもよろしいでしょうか。	「ズーム会議用カメラ等一式」を「Web会議用カメラ等一式」に修正します。
501	別紙7	○	-	1	什器備品リスト	創作スペースにPCやタブレットは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
502	別紙7	○	-	1	什器備品リスト	創作スペースに大型モニターは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
503	別紙7	○	-	1	什器備品リスト	創作スペースにプリンターは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
504	別紙7	○	-	1	什器備品リスト	おむつ替えスペースに、おむつ用ごみ箱が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
505	別紙7	○	-	1	什器備品リスト	おむつ替えスペースに、おむつ用ごみ箱を用意せず、使用済みのおむつはお持ち帰りいただくという運用は、本施設において適切でしょうか。	提案によります。
506	別紙7	○	-	2	什器備品リスト	多目的室にPCは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
507	別紙7	○	-	2	什器備品リスト	多目的室にプロジェクター及びスクリーン、または大型モニターなどが記載されていない理由をお教えてください。	質問No.291の回答をご参照ください。
508	別紙7	○	-	2	什器備品リスト	多目的室にはテレビ共同受信設備が要求水準にありますが、テレビ等の記載がない理由をお教えてください。	質問No.291の回答をご参照ください。
509	別紙7	○	-	2	什器備品リスト	ワークショップ室にPCは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
510	別紙7	○	-	2	什器備品リスト	ワークショップ室にはテレビ共同受信設備が要求水準にありますが、テレビ等の記載がない理由をお教えてください。	質問No.291の回答をご参照ください。
511	別紙7	○	-	3	什器備品リスト	ロビーの館内情報モニターについて、用途、サイズ、仕様などをお教えてください。	質問No.291の回答をご参照ください。
512	別紙7	○	-	3	什器備品リスト	ロビーの館内情報モニターについて、どのような情報を表示するかをお教えてください。	質問No.291の回答をご参照ください。
513	別紙7	○	-	3	什器備品リスト	事務室にテレビは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
514	別紙7	○	-	3	什器備品リスト	事務室にFAXは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
515	別紙7	○	-	3	什器備品リスト	事務室にカメラやビデオなどは不要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
516	別紙7	○	-	4	什器備品リスト	休憩・食事スペースに食器什器類、調理用具一式とあります。だれが、どのように使うものかお教えてください。	質問No.291の回答をご参照ください。
517	別紙7	○	-	4	什器備品リスト	休憩・食事スペースに食器什器類、調理用具一式とあります。調理用具があるとすると、シンクや換気設備なども必要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
518	別紙7	○	-	4	什器備品リスト	休憩・食事スペースに食器什器類、調理用具一式とあります。食器棚や調理用具を収納する什器なども必要でしょうか。	質問No.291の回答をご参照ください。
519	別紙8	-	○	1	②	「小学校3年生以下のこどものみ、または大人のみでの利用は原則として認めない。」とございますが、ここでいう「大人」は「別紙9 利用料金（入館料）」の区分における「保護者（高校生以上）」を指していると考えてよろしいでしょうか。	大人は高校生以上を指します。
520	別紙8	○	-	1	②	利用時間とは、本施設に入館してから退館までの時間という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
521	別紙8	○	-	1	②	利用時間に制限を設けるということは、所定の時間になったら退館を促す仕組み、システム等を提案するという理解でよいでしょうか。その場合、ハードの導入が必要な場合は設計建設業務で整備し、ランニング費用は維持管理業務で見込むということでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	本編	別紙資料	頁	箇所	質問・意見の内容	回答
522	別紙8	○	-	1	②	定員／時間が最大500人程度ということは、本施設の同時最大入館者数を500人程度に制限するという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
523	別紙9	-	○	1		入館料について、中学生以下が無料と設定されておられますが、中学生だけの利用が見込まれる事と、小学生以下を対象とする施設であることを考慮すると、小学生以下を無料にするべきと考えますがいかがでしょうか。	質問No.192の回答をご参照ください。
524	別紙9	○	-	1	①	利用料金の保護者200円は消費税込みでしょうか。	ご理解のとおりです。
525	別紙9	○	-	1	③	利用者の利便性・満足度に資する利用料金設定について、事業者の提案を可とする。とありますが、割引や減免についての設定は、事業者が任意に随時行えると考えてよいでしょうか。（例えば、ハロウィンのときに、親子で仮装してきたら保護者も無料になるなど。）	事前に県に報告及び承認を得た上で料金設定してください。
526	別紙9	○	-	1	③	利用者の利便性・満足度に資する利用料金設定について、事業者の提案を可とする。とありますが、割引や減免についての設定のための手続きは、事前に県に報告することで良いでしょうか。	質問No.525の回答をご参照ください。
527	別紙9	○	-	1	①	利用料金、減免などは、設置管理条例・規則等に定められるのではないかと考えますが、上限を定めて、その範囲であれば指定管理者が任意に変更してよいということは可能でしょうか。（利用状況等を勘案して、閑散期や夕方、季節による変動を容易にすることが可能となるため）	質問No.525の回答をご参照ください。